

第4期  
摂津市男女共同参画計画  
～ウィズプラン～

令和4(2022)年3月  
摂津市





## はじめに

近年、さまざまな法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの分野において活躍できる環境が整いつつあります。しかしながら、今なお固定的な性別役割分担意識や社会慣行、配偶者等からの暴力など、男女共同参画社会の実現には課題が多く存在しています。また、少子高齢化の急速な進展と人口減少社会の到来、就労、家族形態の多様化など、社会が著しく変化しています。私たちは、すべての人が性別にかかわらず、対等な立場であらゆる分野に参画し、ともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指していかなければなりません。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力、女性の雇用に非常に大きな影響を与えており、ジェンダー平等の重要性を改めて認識する機会となりました。

本市では、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、これまでの計画の進捗状況を振り返るとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」や大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2021—2025）」の趣旨を踏まえ、今回、新たに「第4期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～（2022～2031）」を策定しました。

本計画では、男女共同参画社会へ向けての意識形成、男女共同参画社会へ向けての環境整備、女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶を基本的方向に取り組みます。

男女共同参画社会の実現には、行政はもちろん、市内事業者、地域で活躍する各種団体、教育機関等をはじめとし、市民一人ひとりの意識と相互協力無しでは成し得ないことです。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり活発なご意見をいただきました「摂津市男女共同参画推進審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4（2022）年3月

摂津市長 森山 一正



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の進行管理と推進体制.....	3
<b>第2章 摂津市の現状</b> .....	<b>4</b>
1 統計からみた現状.....	4
2 アンケート調査結果からみた現状.....	15
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>31</b>
1 基本理念.....	31
2 基本的方向.....	32
3 計画の体系.....	33
4 指標一覧.....	34
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>35</b>
1 男女共同参画社会へ向けての意識形成.....	35
2 男女共同参画社会へ向けての環境整備.....	38
3 女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶.....	45
<b>参考資料</b> .....	<b>49</b>
1 世界・国・大阪府・摂津市の動き.....	49
2 用語解説.....	56
3 男女共同参画社会基本法.....	61
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	64
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	70

## 用語解説について

- 本文中で解説が必要な用語については、番号を付けています。
- 解説は56ページの「参考資料 用語解説」にて、番号順に掲載しています。



# 第1章

## 計画の策定にあたって

### 1 策定の背景と趣旨

本計画は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ<sup>1</sup>や女子差別撤廃条約<sup>2</sup>などの国際合意から、摂津市（以下、「本市」という。）がジェンダー<sup>3</sup>平等の理念のもと、男女があらゆる場面で対等な立場で参画することを目指したものです。

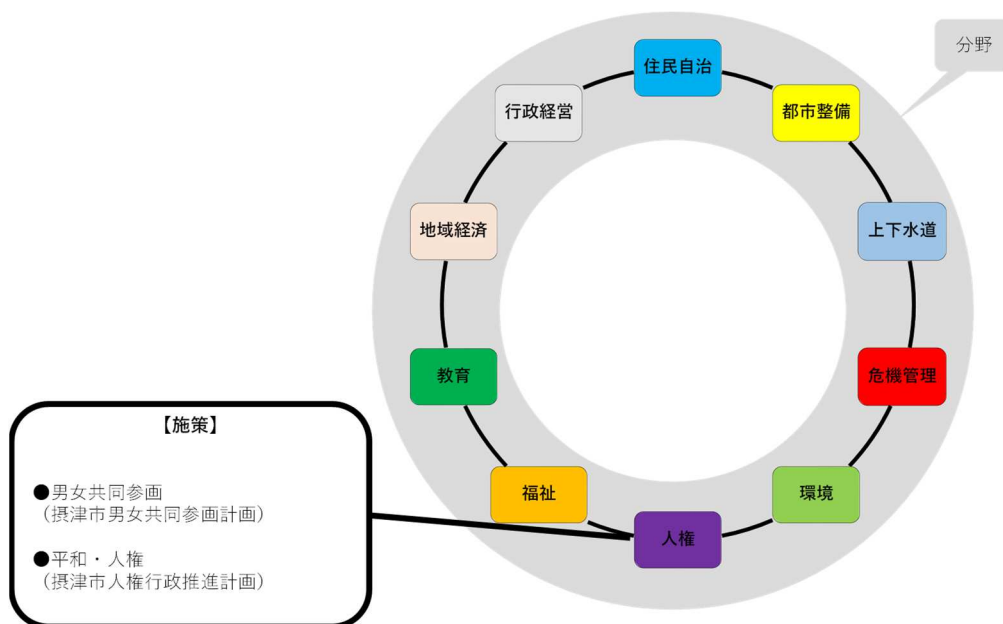
本市では、昭和 62（1987）年に男女の共同による摂津の新たな発展をめざして、女性の行動計画「男性・女性の共同参加社会をめざす『せっつ女性プラン』」を策定しました。その後も性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、平成 7（1995）年の第 1 次改訂を経て、平成 14（2002）年に、「摂津市男女共同参画計画」を策定しました。さらに平成 19（2007）年の第 2 期を経て、平成 24（2012）年に「第 3 期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～（2011-2015）」を、平成 29（2017）年には、第 3 期改訂として、「第 3 期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～改訂版（2017-2021）」を策定し、当該プランに基づき摂津市における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきました。

しかしながら、「第 3 期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～改訂版（2017-2021）」策定以降も、少子高齢化の一層の進展、単身世帯や高齢者世帯の増加、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による不安定な雇用情勢、顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力<sup>4</sup>の増加等、社会経済情勢は大きく変化し、特に女性の生きづらさが露呈されています。社会の進展とともに、市民の生活意識も変化し、女性の社会参加の機運は年々高まりつつありますが、長い歴史の中で形づくられてきた性別による不合理な差別は、依然として人々の意識や生活、社会のしくみに根強く残っており、いまなお女性の能力が十分に発揮できているとは言い難い状況であります。

このような情勢の変化と、これまでの計画の進捗状況や国の「第 5 次男女共同参画基本計画」、大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」の趣旨を踏まえ、新たに「第 4 期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～（2022-2031）」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法<sup>5</sup>」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。
- ②国の「第5次男女共同参画基本計画」や大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するものです。
- ③『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律<sup>6</sup>』（以下「DV<sup>7</sup>防止法」という。）第2条の3第3項の規定に定める「市町村基本計画」並びに『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律<sup>8</sup>』（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定に定める「市町村推進計画」に位置づけています。
- ④摂津市行政経営戦略では、市が取り組む10分野29施策の方向性や取組等を総合的に示しており、本計画では、人権分野の男女共同参画施策について、具体的にどのように実施していくのかを示しています。（下図参照）



## 3 計画の期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

おおむね前期5カ年、後期5カ年とし、社会状況の変化や新たな課題が生じた場合には、中間年で見直しを図ります。

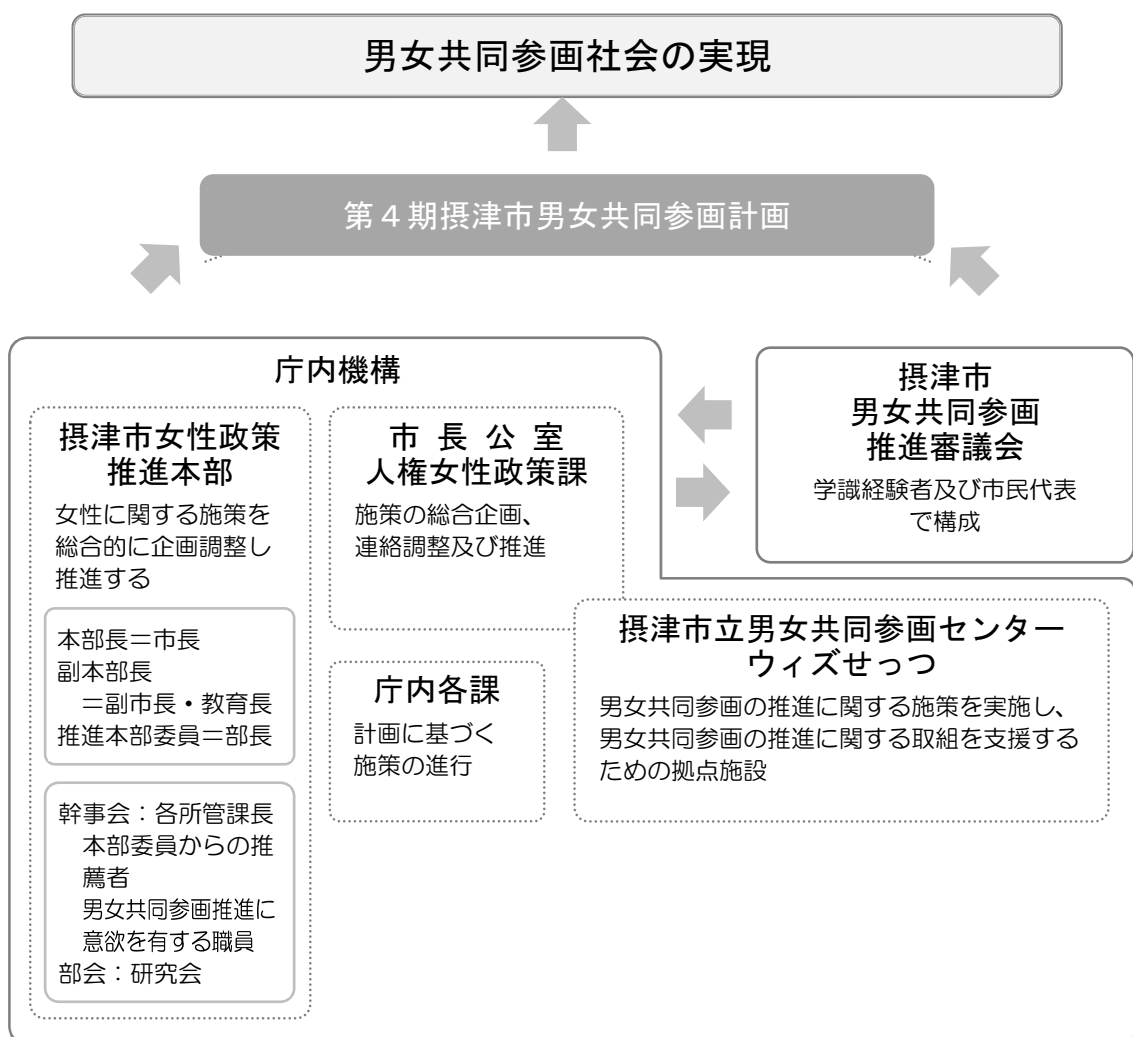


## 4 計画の進行管理と推進体制

計画の推進の中心となる担当部局の機能向上を図るとともに、関連部局との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策推進を行います。

計画に位置づけられる取組については、進行状況の把握のため、基本課題ごとに、毎年次の状況を把握し、公表します。

### 摂津市における男女共同参画施策推進の仕組み



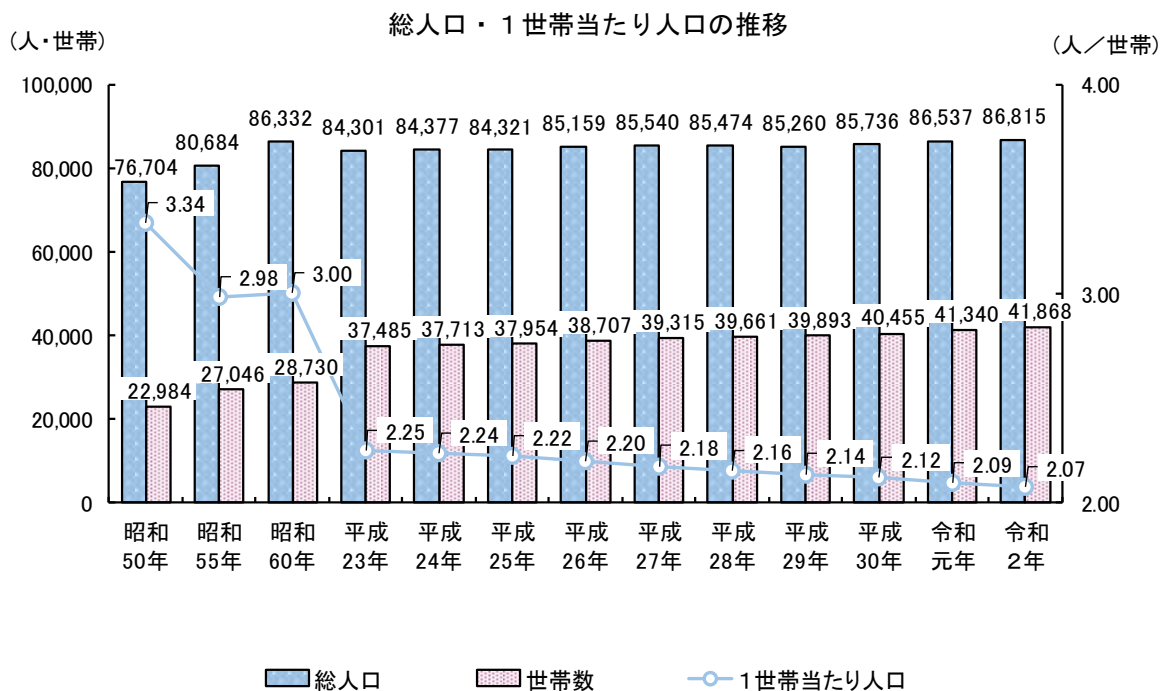
## 1 統計からみた現状

### (1) 人口の状況

#### ① 人口の推移

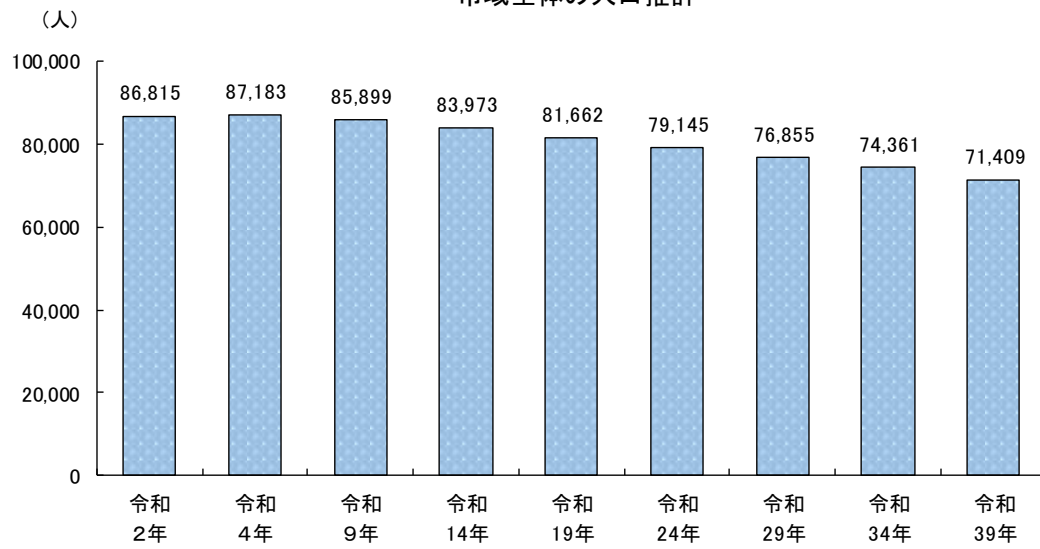
人口は平成29（2017）年から増加しています。また、世帯数は昭和50（1975）年から増加を続けている一方で、1世帯あたり人口は減少しており、令和2（2020）年で2.07人となっています。

今後、人口は、令和4（2022）年をピークに減少に転じ、令和39（2057）年には約71,000人まで減少すると見込まれています。



資料：国勢調査（昭和50～60年、平成27年）  
 住民基本台帳（平成23年以降10月1日現在）  
 ※住民基本台帳上、各年9月欄に記載された数値を引用しており、  
 10月1日時点と捉えて記載しています。

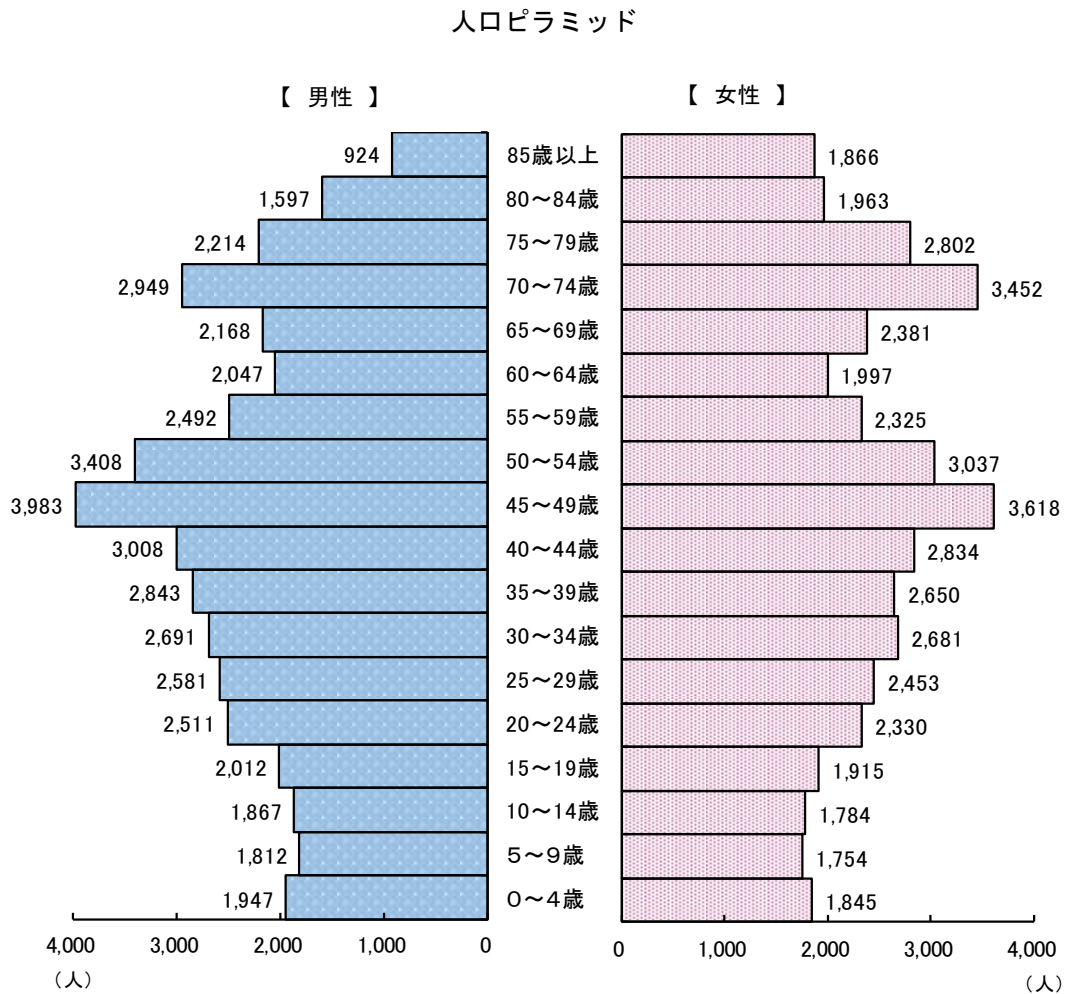
### 市域全体の人口推計



資料：2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査等支援業務報告書

## ② 男女別・年齢別人口ピラミッド

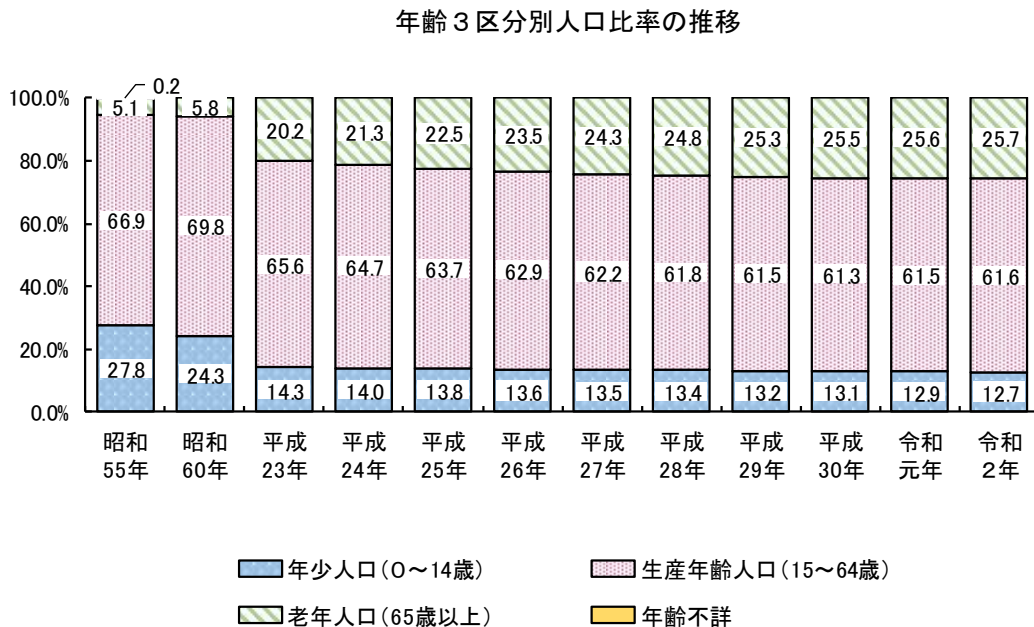
年齢別で見ると、70～74歳、45～49歳が他の年代に比べて多くなっています。また、40～44歳以下においては、年齢が下がるにつれて人口が少なくなっていく傾向がみられます。



資料：2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査等支援業務報告書

### ③ 年齢3区分別人口比率の推移

年少人口（0～14歳）は、昭和55（1980）年から減少傾向にあります。一方で、老年人口（65歳以上）は、昭和55（1980）年から増加傾向にあります。



資料：国勢調査（昭和55～60年）  
 摂津市 住民基本台帳（平成23年9月30日現在。年齢不詳無し）  
 摂津市 住民基本台帳（平成24～27年10月1日現在。年齢不詳無し）  
 摂津市 統計データ年齢別人口（平成28～令和2年9月30日現在。年齢不詳無し）

## （2）人口動態

### ① 合計特殊出生率<sup>9</sup>の推移

合計特殊出生率は、平成20～24（2008～2012）年は1.50で推移し、平成25～29（2013～2017）年は1.57と増加しています。全国と大阪府と比較すると、本市の合計特殊出生率は高くなっています。

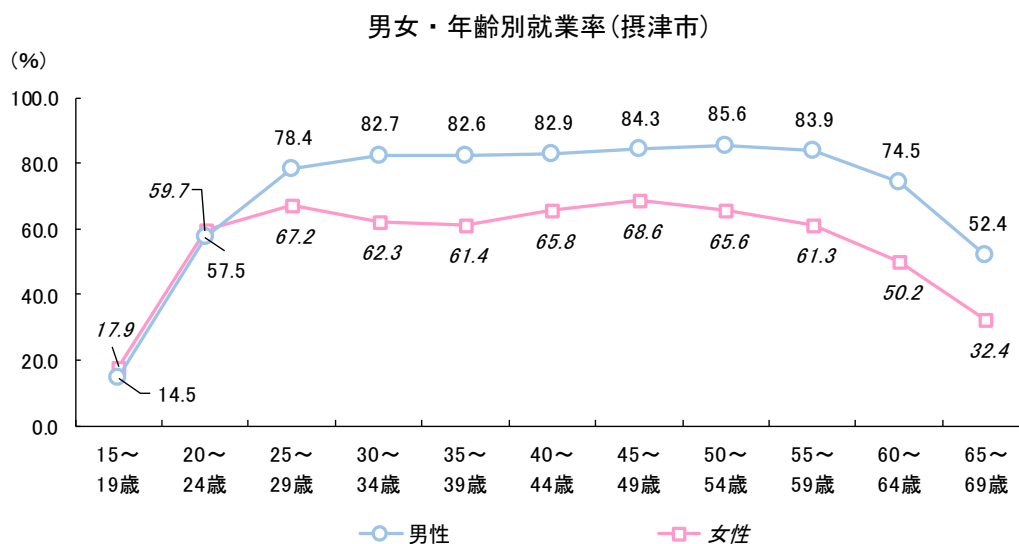
	摂津市		大阪府	全国
	平成20～24年	平成25～29年	平成25～29年	平成25～29年
合計特殊出生率	1.50	1.57	1.37	1.43

資料：内閣府まち・ひと・しごと創生本部事務局資料（摂津市平成20～24年）  
 人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）（摂津市・大阪府・全国平成25～29年）

### (3) 就労状況

#### ① 男女・年齢別就業率

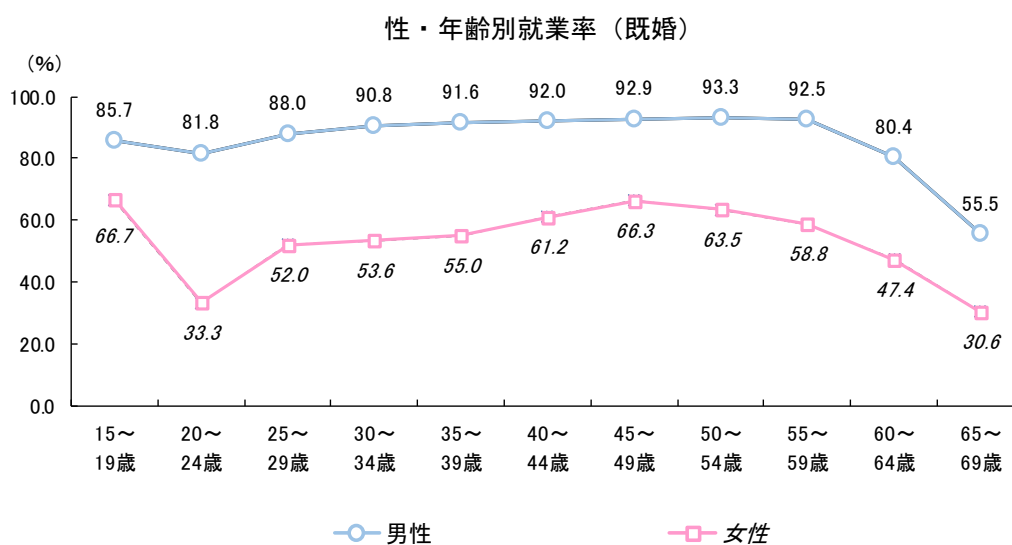
女性の就業率を男女・年齢別で比較すると、25歳以降は男性の労働力率が高くなっています。



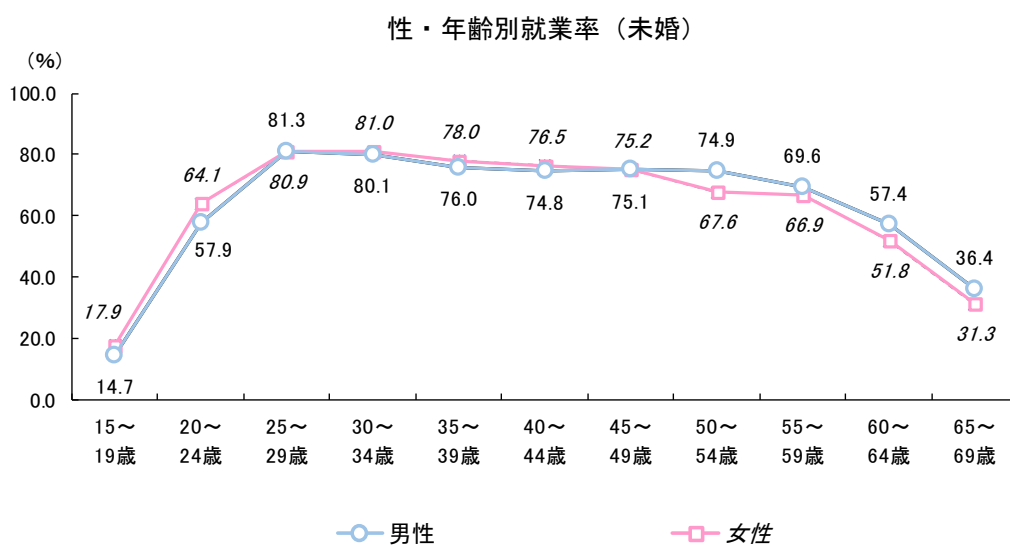
資料：国勢調査（平成27年）

既婚者の性・年齢別就業率をみると、どの年代も女性に比べて男性の方が高くなっています。また、男女ともに20～24歳で一度減少しており、男性に比べて女性の方が、その傾向はより顕著になっています。

未婚者の性・年齢別就業率をみると、15～29歳では、男女ともに増加傾向になっているものの、25～29歳をピークに減少に転じています。15～24歳では女性の方が男性より高くなっている一方で、50歳以降は男性の方が女性より高くなっている傾向にあります。



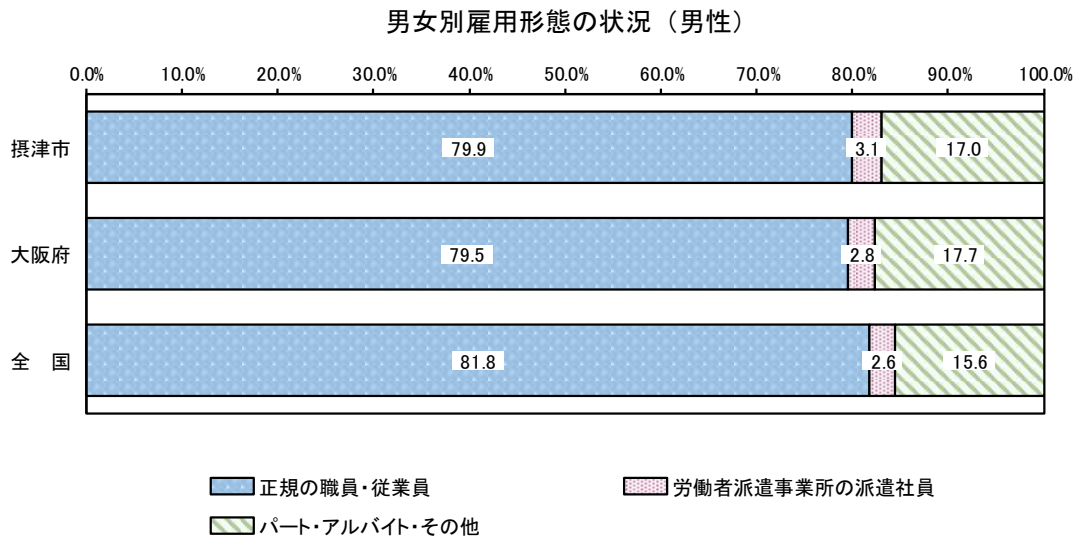
資料：国勢調査（平成27年）



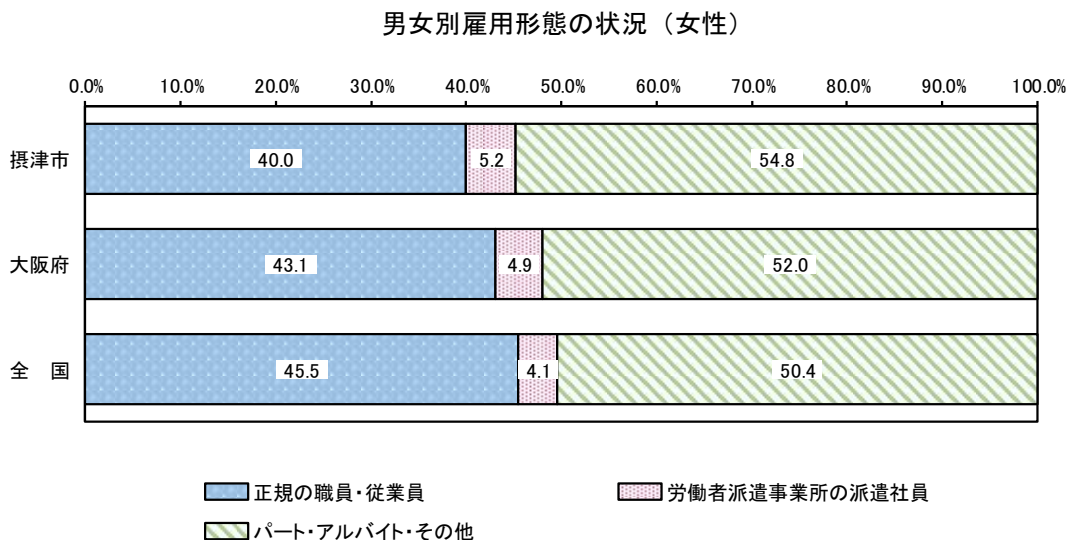
資料：国勢調査（平成27年）

## ② 男女別雇用形態の状況

女性は、全国・大阪府・本市においても、正規職員の割合が男性の半数程となっており、一方でパート・アルバイト等の割合は男性の3倍ほどの割合となっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）



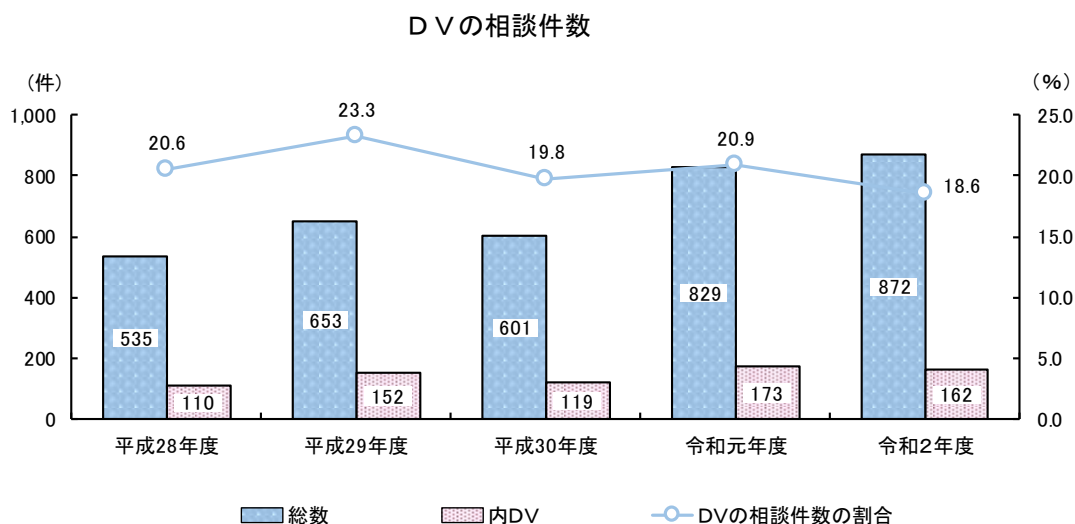
資料：国勢調査（平成 27 年）



## (4) 摂津市のその他の現状

### ① 相談件数

本市の相談件数は、平成29（2017）年度から増減を繰り返しており、令和2（2020）年度では872件となっています。DV相談件数の割合は約20%となっています。

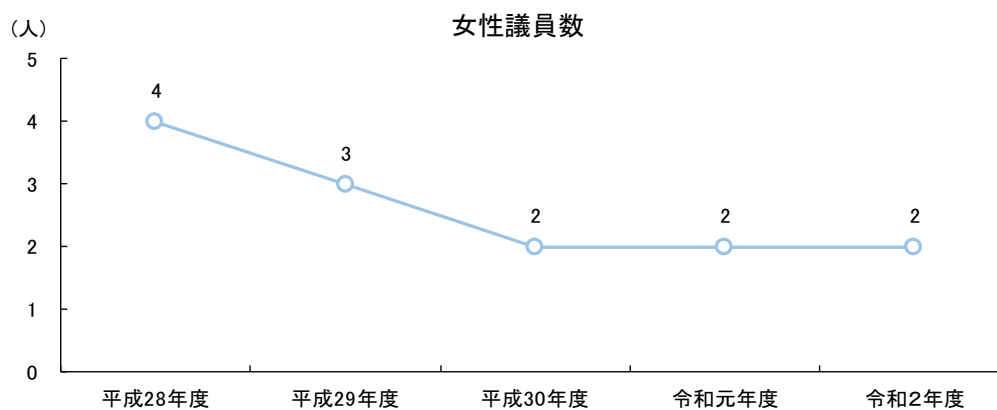


※令和元年度：相談員、相談開所日増

資料：庁内資料

### ② 女性議員数

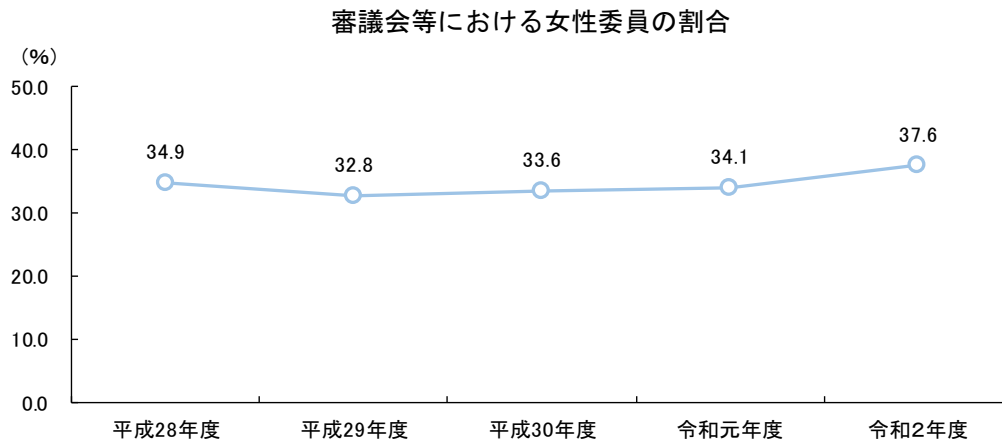
本市の女性議員数は、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度にかけて減少傾向となっており、平成30（2018）年度以降は横ばいとなっています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

### ③ 審議会等における女性委員の割合

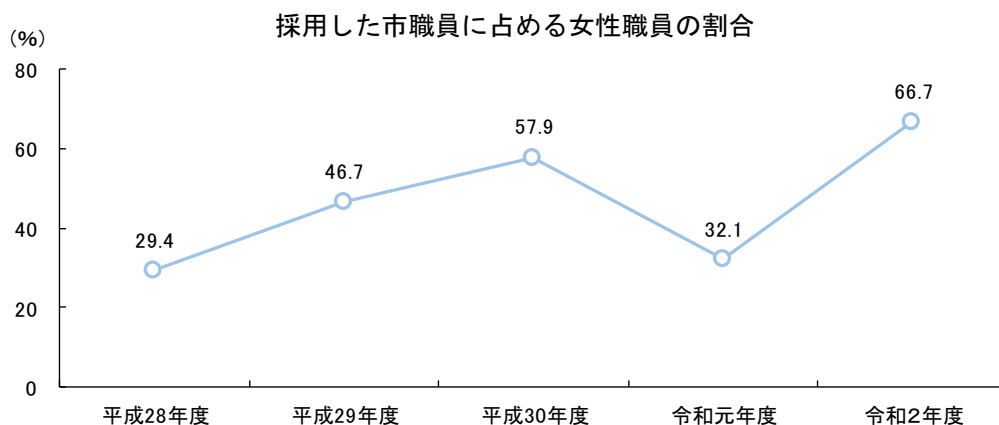
本市の審議会等における女性委員の割合は、平成29（2017）年度から令和2（2020）年度にかけて増加傾向となっており、令和2（2020）年度では37.6%となっています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

### ④ 採用した市職員に占める女性職員の割合

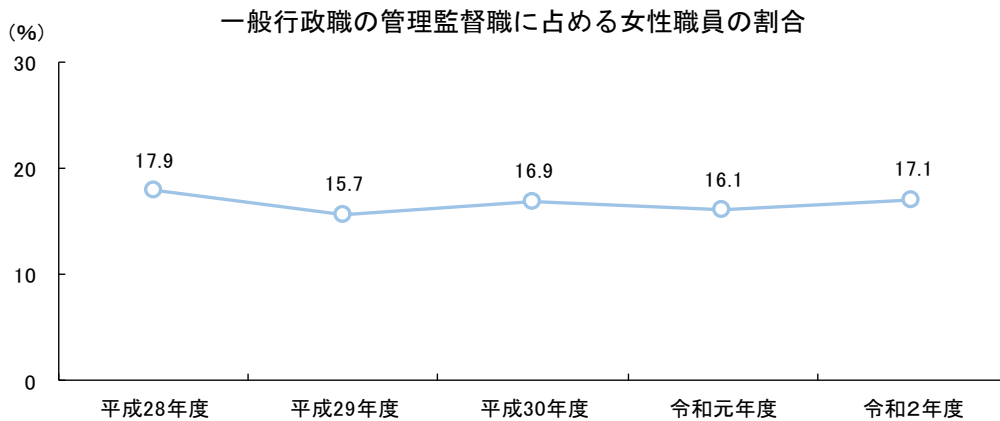
本市の採用した市職員に占める女性職員の割合は、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度にかけて増加傾向となっており、令和元（2019）年度に一度減少したものの、令和2（2020）年度は66.7%と再び増加しています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

### ⑤ 一般行政職の管理監督職に占める女性職員の割合

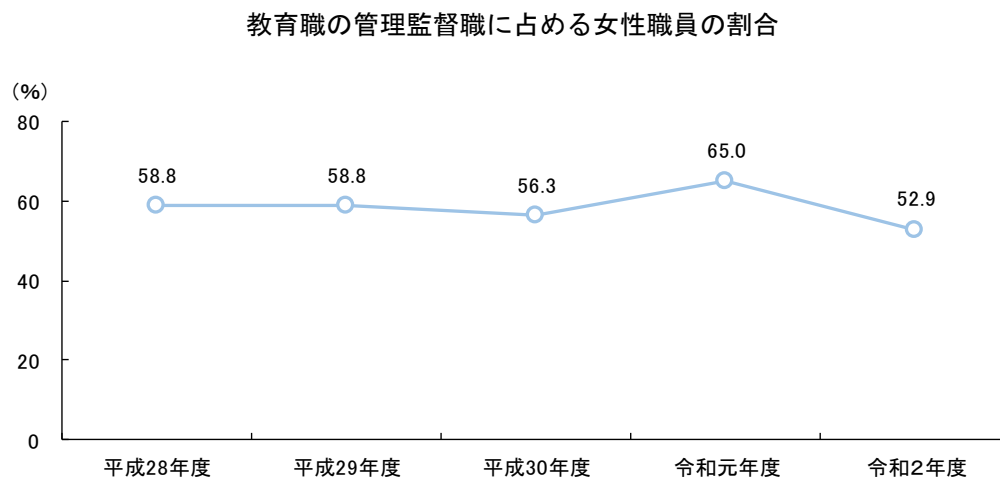
本市の一般行政職の管理監督職に占める女性職員の割合は、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度にかけて15%～18%の間で推移しており、令和2（2020）年度は17.1%となっています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

### ⑥ 教育職の管理監督職に占める女性職員の割合

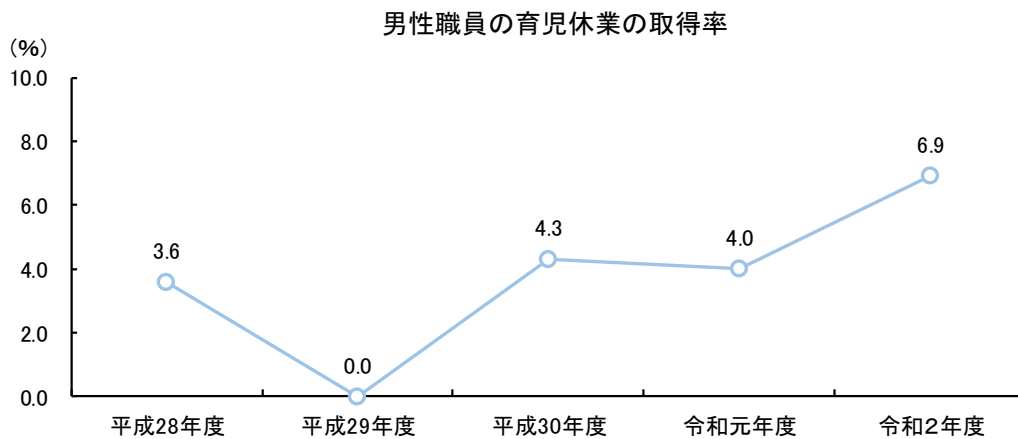
本市の教育職の管理監督職に占める女性職員の割合は、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度にかけて増減を繰り返しており、令和2（2020）年度は52.9%となっています。



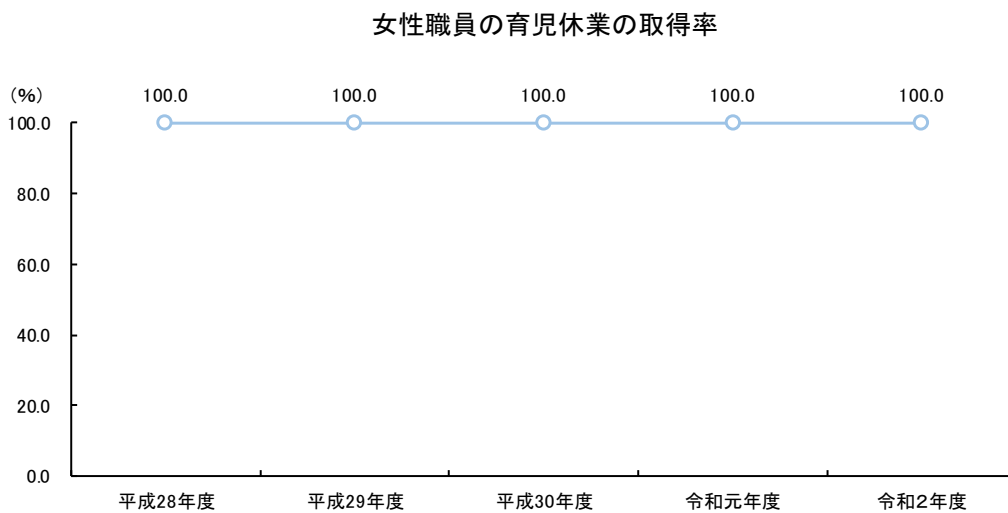
資料：庁内資料（各年4月1日現在）

### ⑦ 男性職員の育児休業の取得率

本市の男性職員の育児休業の取得率は、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度にかけて、平成29（2017）年度を除いて増加傾向にあり、令和2（2020）年度で6.9%となっています。女性職員の育児休業の取得率については100%です。



資料：庁内資料



資料：庁内資料

## 2 アンケート結果からみた現状

### (1) アンケート調査の概要

#### ① 調査目的

本市では、男女が職場や家庭、地域等のあらゆる場で責任を共に担い、共に方針決定に参画し、いきいきと輝いて暮らすことができる社会形成のための基本方針をまとめた「第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～」を平成24（2012）年4月に策定しました。この「第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～」が令和3（2021）年度末で終了し、新たに「第4期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～」を策定するにあたり、令和4（2022）年度からの5年間に注力すべき取組について市民の意識などを把握するとともに、計画策定の基礎資料とすることを目的として本調査を実施したものであります。

#### ② 調査対象

摂津市に居住する20歳以上の市民

#### ③ 標本抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出

#### ④ 調査方法

配布は郵送方式、回収は郵送方式及びWeb方式（回答者による選択）

#### ⑤ 調査期間

令和2（2020）年8月7日（金）～9月7日（月）

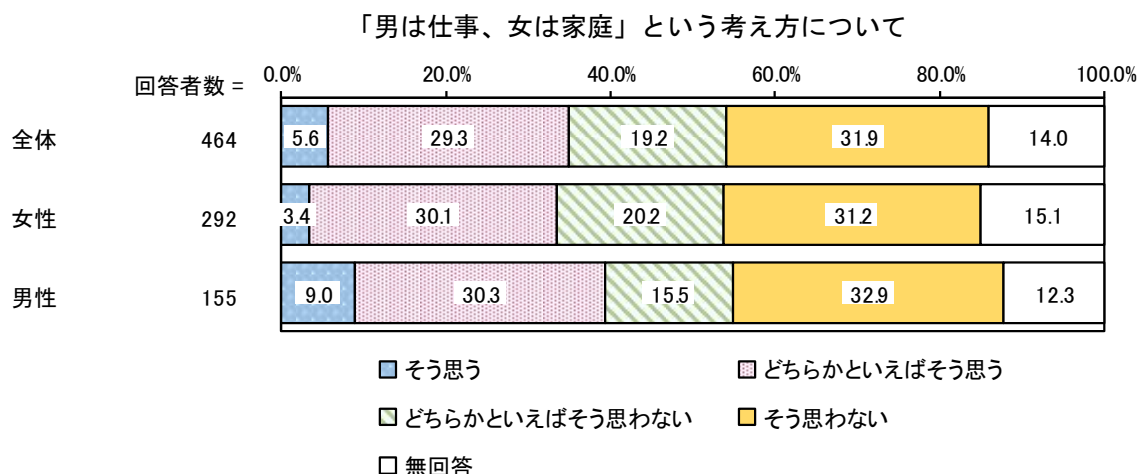
#### ⑥ 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000件	464件 (うちWebでの回答52件)	23.2%

## (2) アンケート調査結果

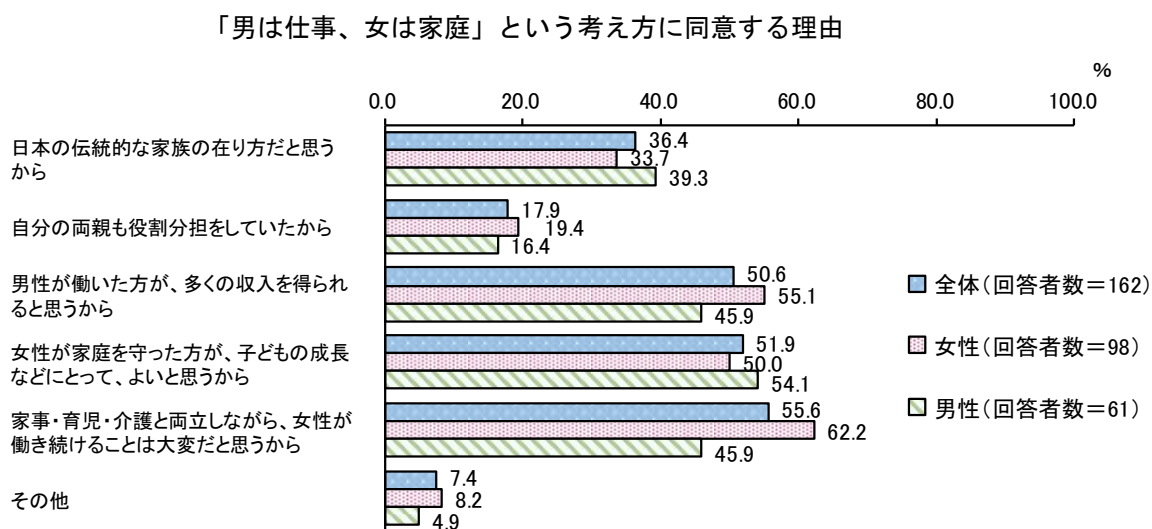
### ① 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方についてみると、「そう思わない」(31.9%)が最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」(29.3%)、「どちらかといえばそう思わない」(19.2%)となっています。



### ② 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意する理由

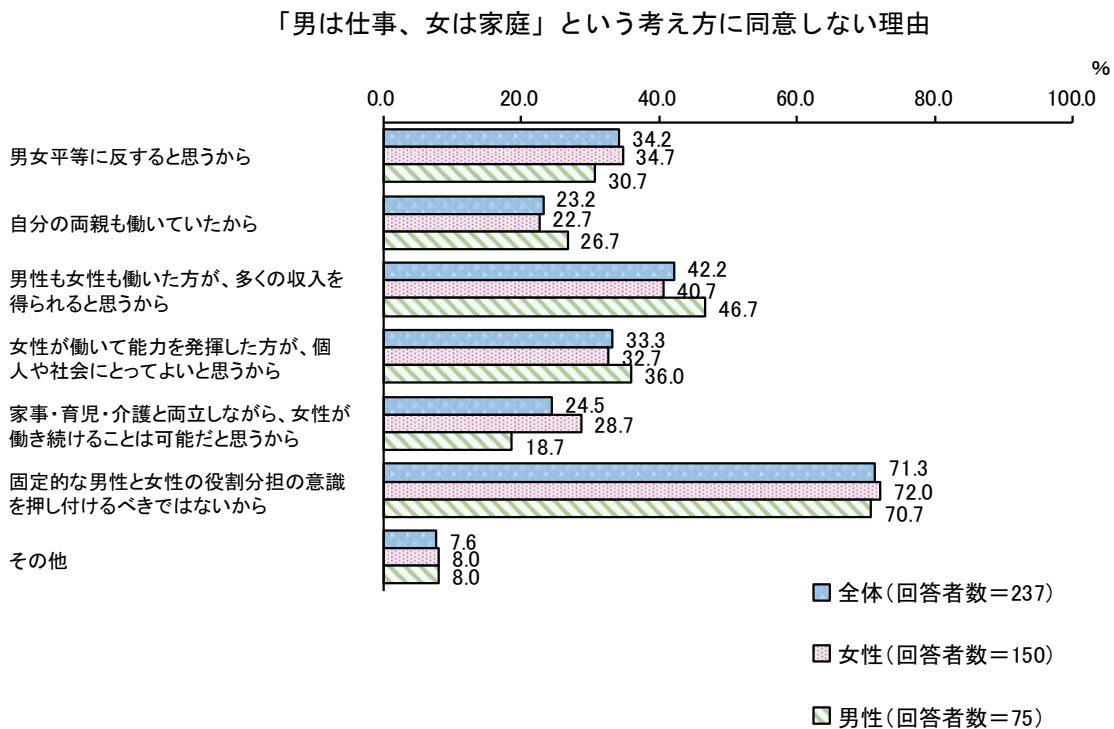
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意する理由をみると、「家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから」(55.6%)が最も多く、次いで「女性が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって、よいと思うから」(51.9%)、「男性が働いた方が、多くの収入を得られると思うから」(50.6%)となっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

### ③ 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しない理由

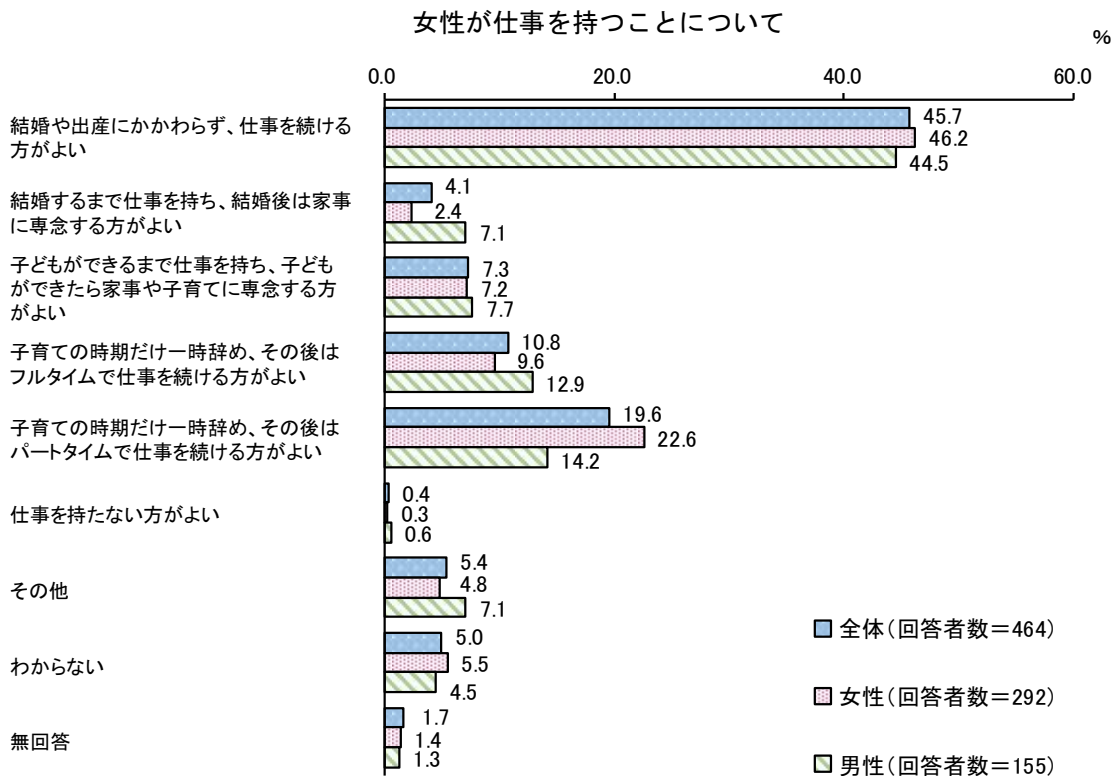
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しない理由をみると、「固定的な男性と女性の役割分担の意識を押し付けるべきではないから」(71.3%)が最も多く、次いで「男性も女性も働いた方が、多くの収入を得られると思うから」(42.2%)、「男女平等に反すると思うから」(34.2%)となっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

#### ④ 女性が仕事を持つこと

女性が仕事を持つことについてみると、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける方がよい」（45.7%）が最も多く、次いで「子育ての時期だけ一時辞め、その後はパートタイムで仕事を続ける方がよい」（19.6%）、「子育ての時期だけ一時辞め、その後はフルタイムで仕事を続ける方がよい」（10.8%）となっています。

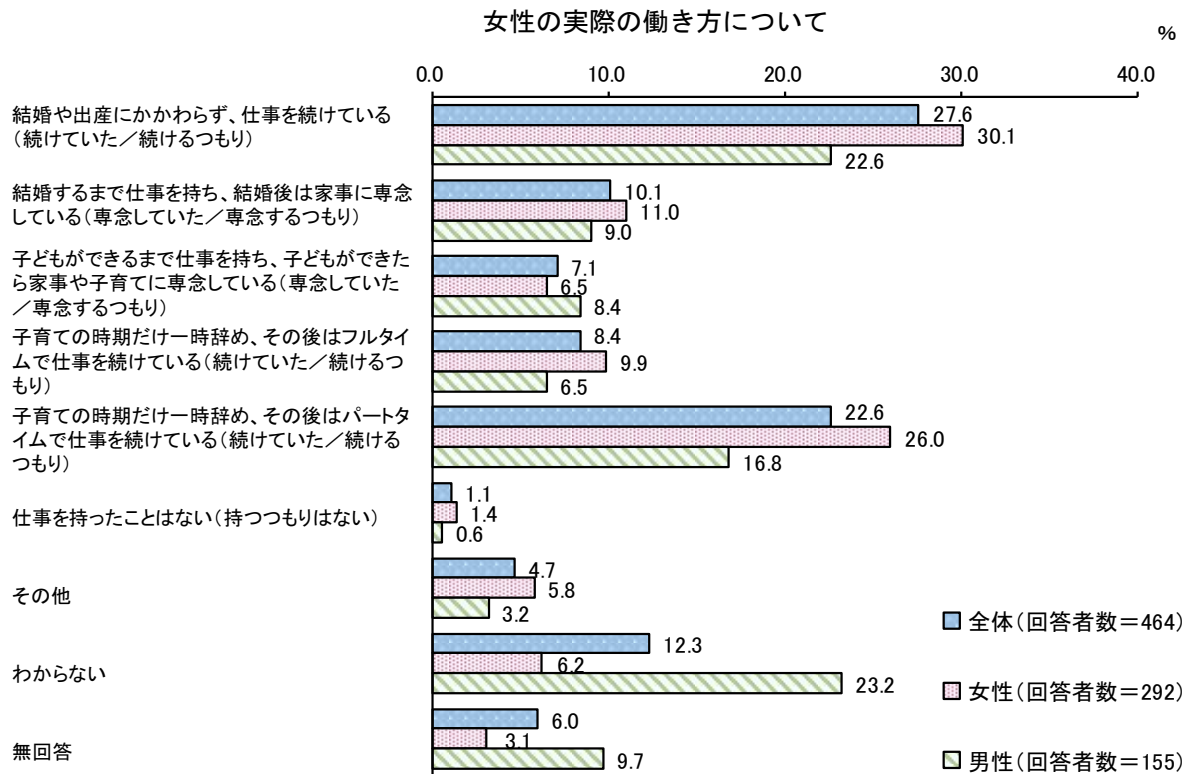


資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）



### ⑤ 女性の実際の働き方

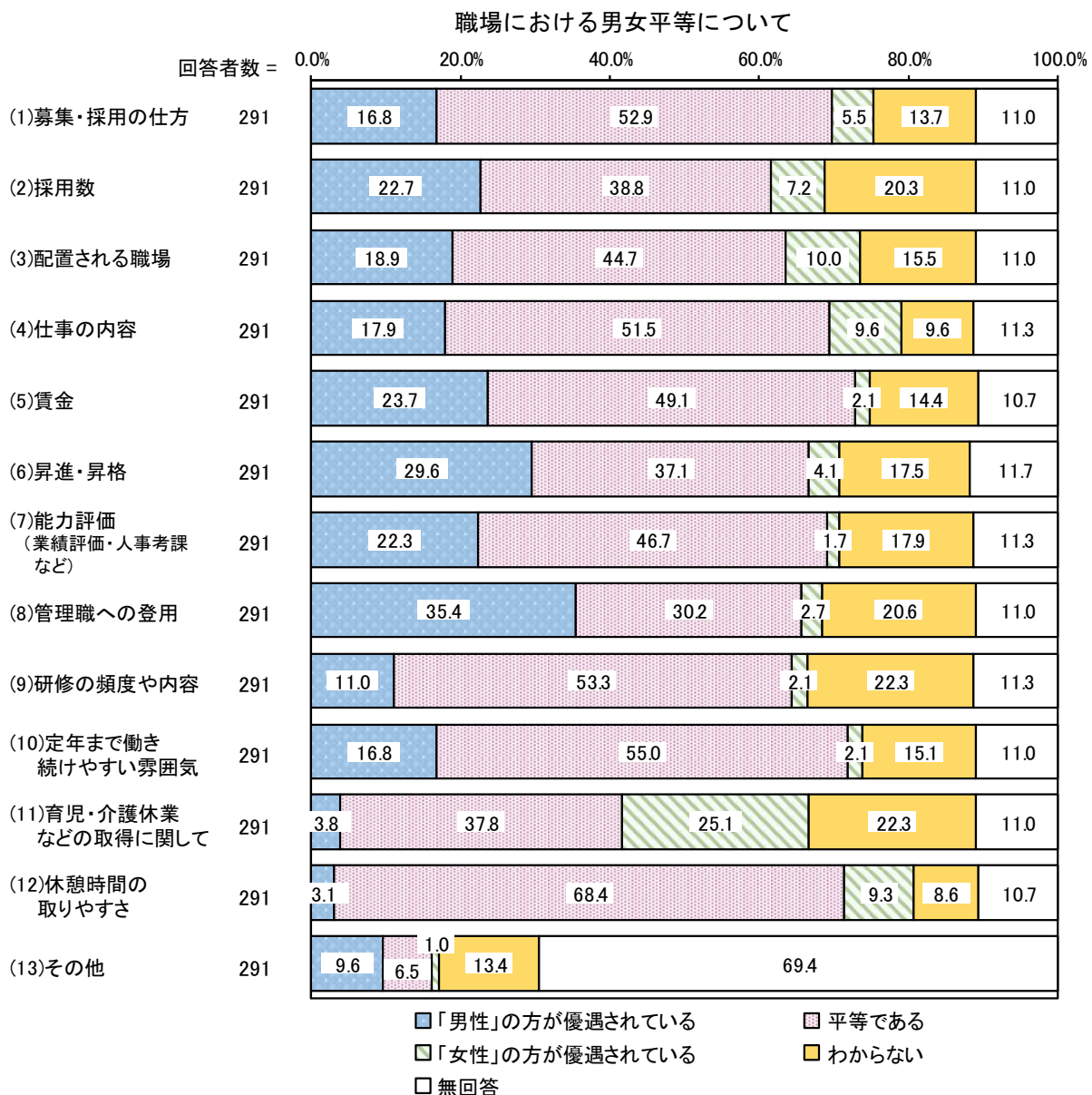
女性の実際の働き方についてみると、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている（続けていた／続けるつもり）」（27.6%）が最も多く、次いで「子育ての時期だけ一時辞め、その後はパートタイムで仕事を続けている（続けていた／続けるつもり）」（22.6%）、「わからない」（12.3%）となっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

## ⑥ 職場における男女平等

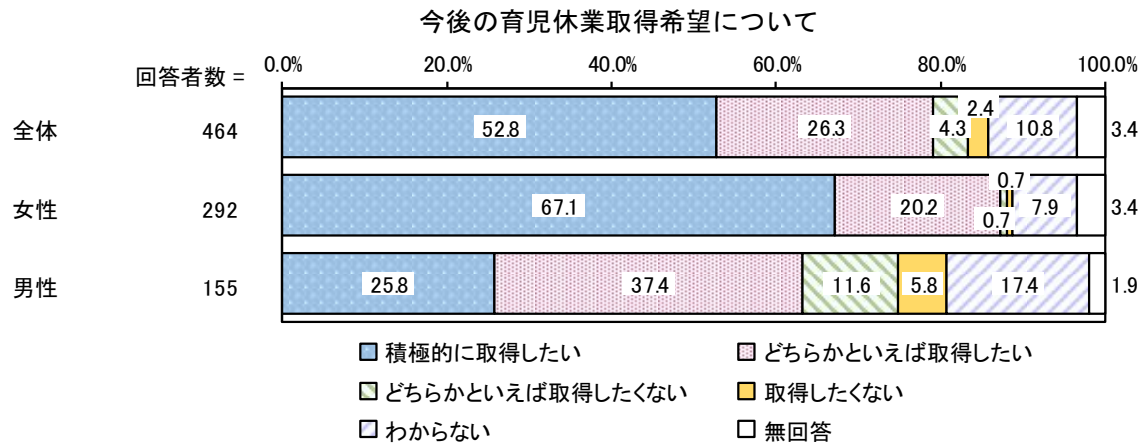
職場における男女平等の対応や評価についてみると、「(8) 管理職への登用」と「その他」を除く各項目で「平等である」が最も多くなっています。また、「平等である」は「(12) 休憩時間の取りやすさ」(68.4%) が最も多く、次いで「(10) 定年まで働き続けやすい雰囲気」(55.0%)、「(9) 研修の頻度や内容」(53.3%) となっています。一方、「『男性』の方が優遇されている」は「(8) 管理職への登用」(35.4%) が最も多く、次いで「(6) 昇進・昇格」(29.6%)、「(5) 賃金」(23.7%) となっています。「『女性』の方が優遇されている」は「(11) 育児・介護休業などの取得に関して」(25.1%) が最も多くなっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

### ⑦ 今後の育児休業取得希望

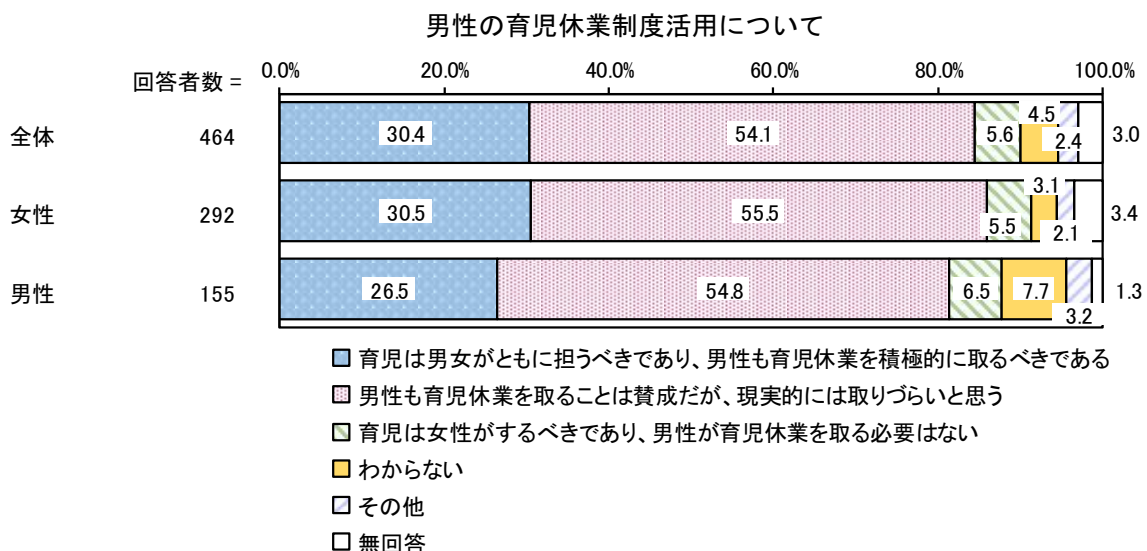
仮に、育児休業を取得できる状態になったら、取得を希望するかについてみると、「積極的に取得したい」(52.8%)が最も多く、次いで「どちらかといえば取得したい」(26.3%)、「わからない」(10.8%)となっています。男性は積極的に取得したいが女性の割合の半分以下となっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

### ⑧ 男性の育児休業制度活用

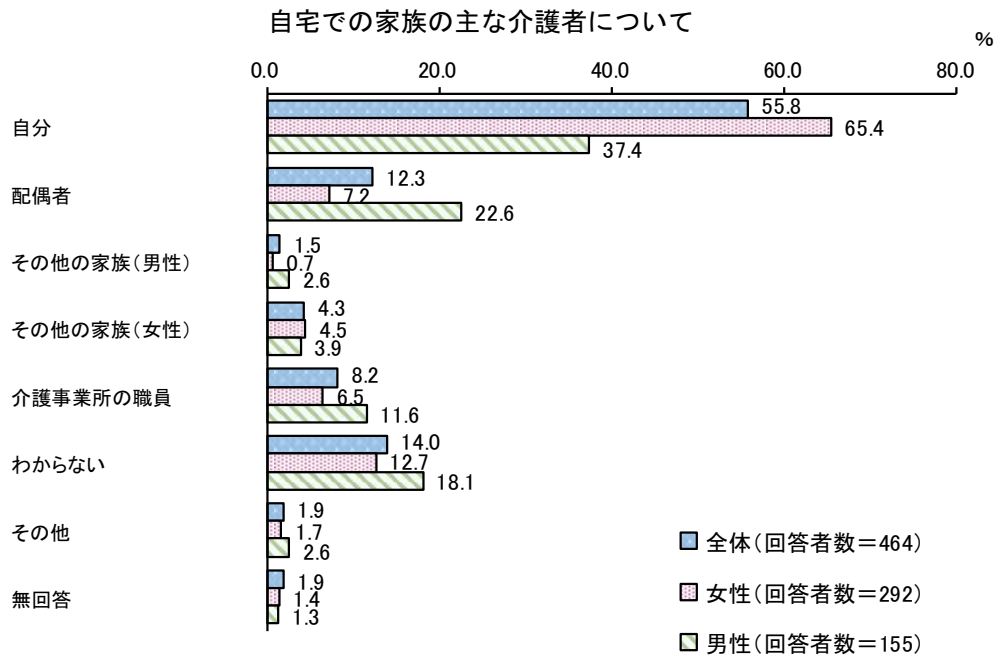
男性の育児休業制度活用についてみると、「男性も育児休業を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」(54.1%)が最も多く、次いで「育児は男女がともに担うべきであり、男性も育児休業を積極的に取るべきである」(30.4%)、「育児は女性がするべきであり、男性が育児休業を取る必要はない」(5.6%)となっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

### ⑨ 自宅での家族の主な介護者

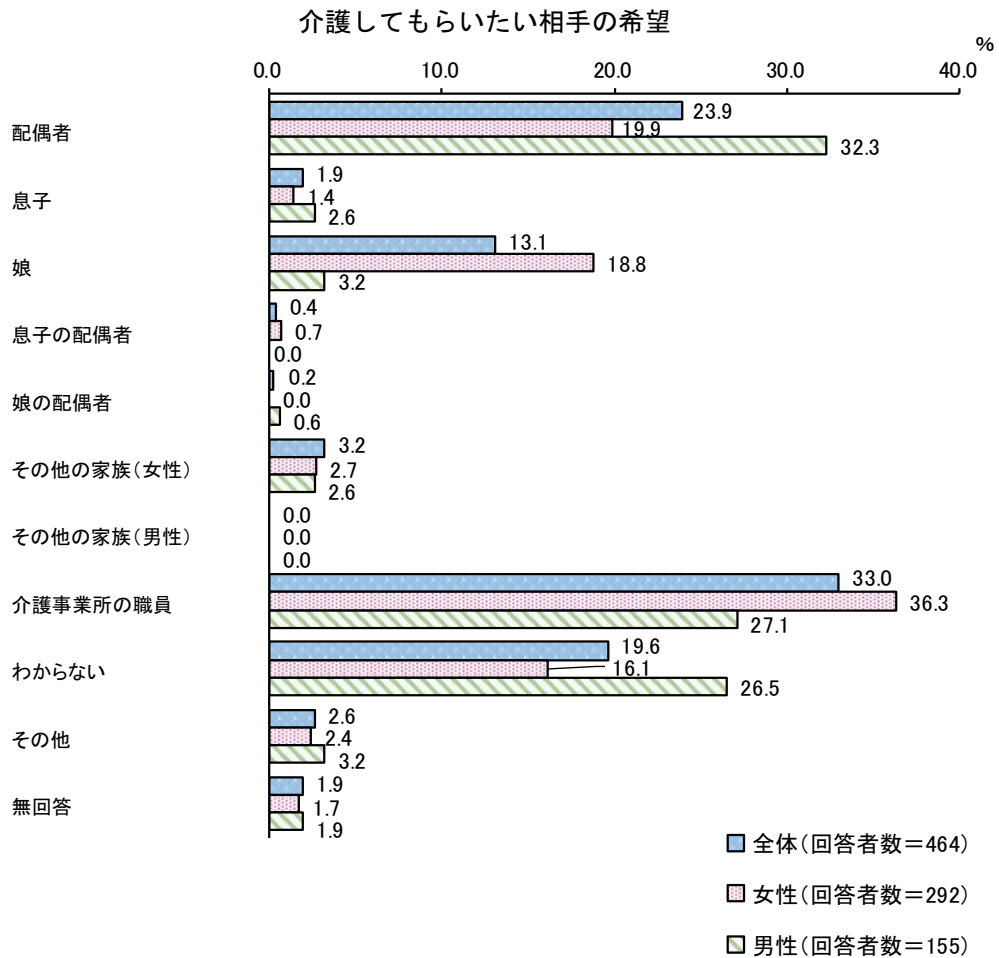
もし家族が介護を要する状態になり、自宅で介護する場合、主に誰が介護することになるかをみると、「自分」(55.8%)が最も多く、次いで「わからない」(14.0%)、「配偶者」(12.3%)となっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

## ⑩ 介護してもらいたい相手

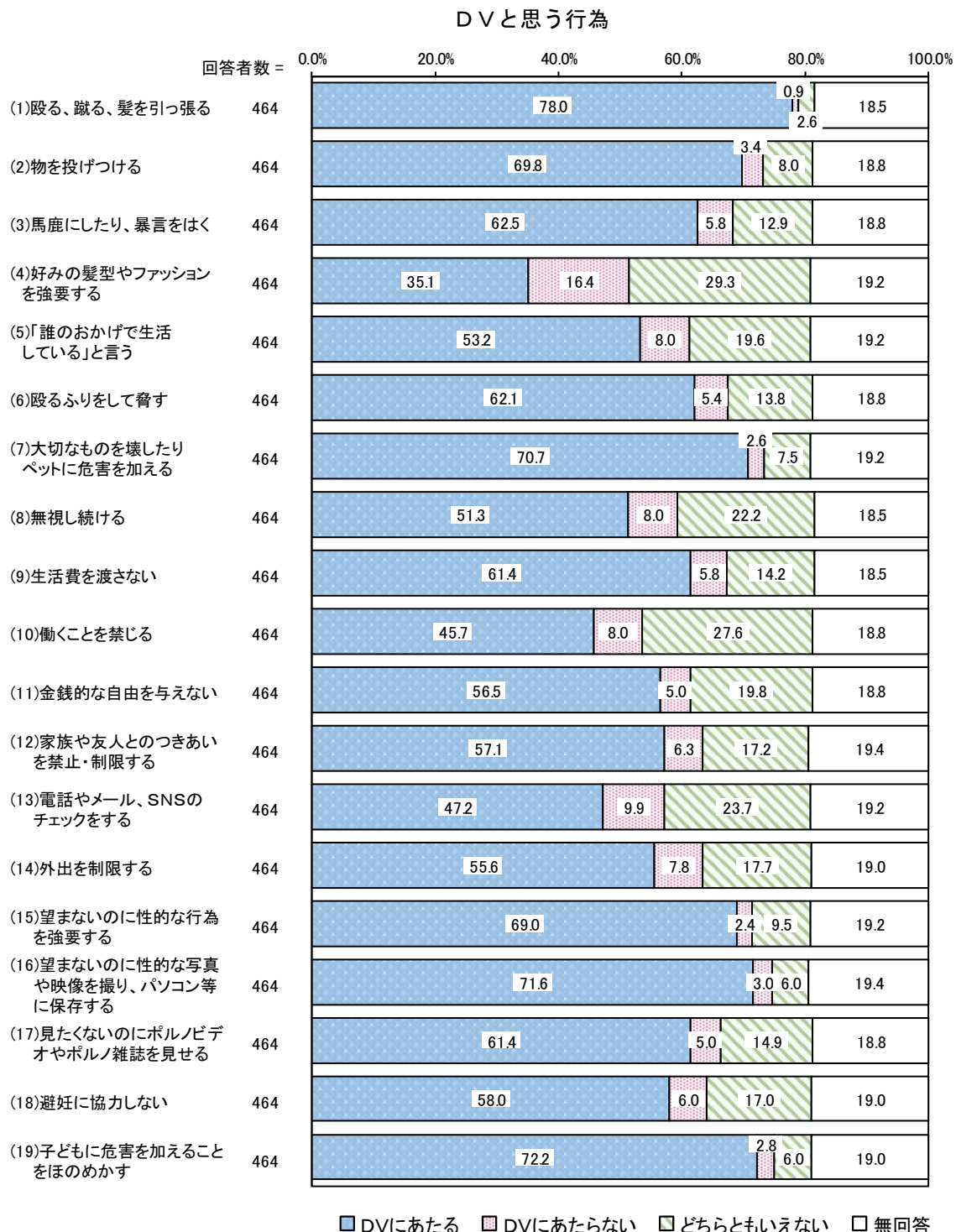
自宅で自分が介護される場合、主に誰に介護をしてもらいたいかをみると、「介護事業所の職員」(33.0%)が最も多く、次いで「配偶者」(23.9%)、「わからない」(19.6%)となっています。女性は介護してもらいたい相手が介護事業所の職員であるのに対し、男性は配偶者となっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

## ⑪ DVとと思う行為

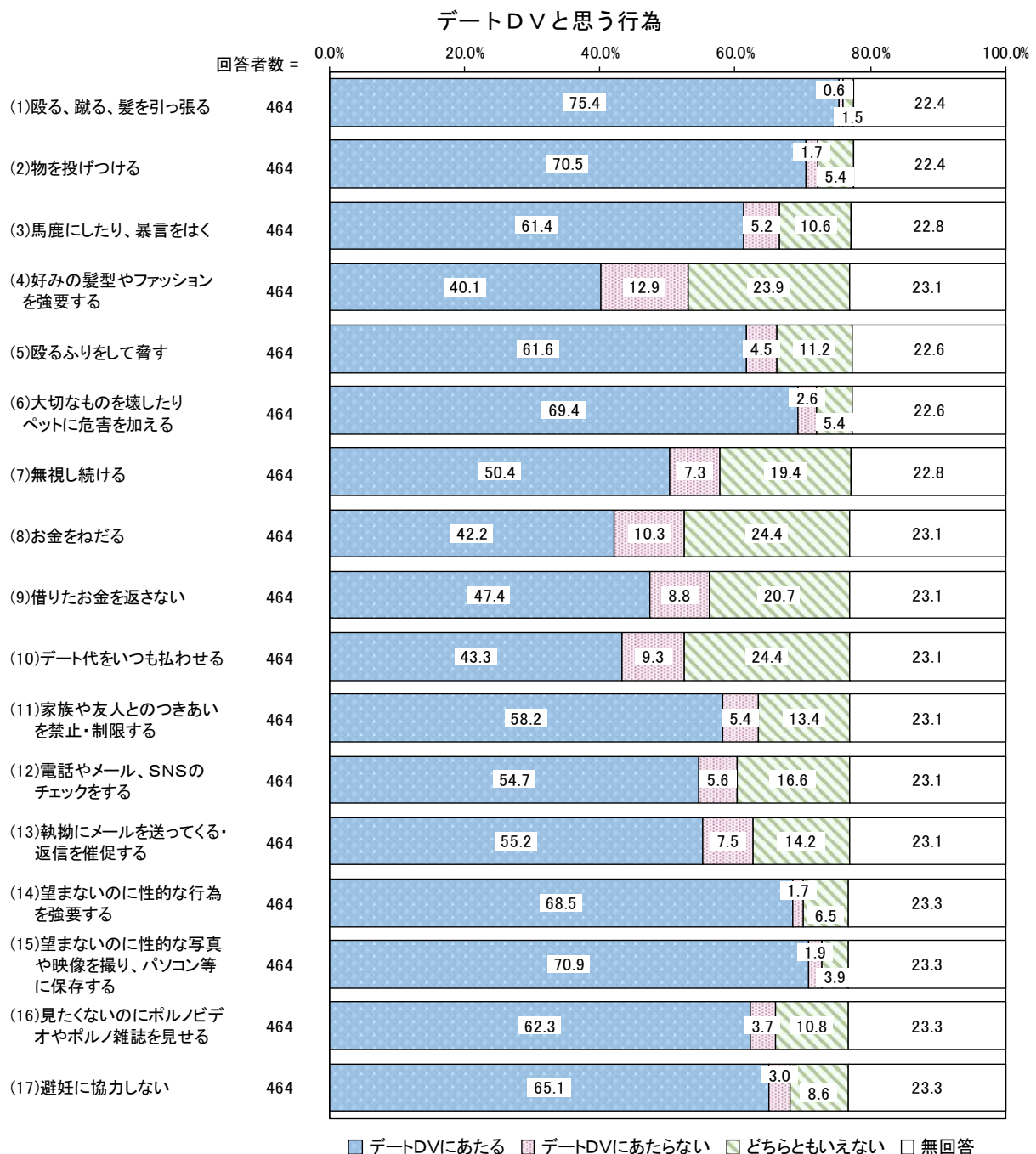
DV（ドメスティック・バイオレンス）とと思う行為についてみると、身体的暴力（殴る、蹴る、髪を引っ張る）については、8割弱の方がDVだと認識していますが、働くことを禁じるや、好みの髪型やファッションを強要するなど、相手の考え方を禁じたり、精神的な暴力につながる行為については、3～4割が認識に満たない状況です。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

## ⑫ デートDV<sup>10</sup>と認める行為

デートDVと認める行為についてみると、身体的暴力（殴る、蹴る、髪を引っ張る、物を投げつけるなど）については、7割の方がDVだと認識していますが、好みの髪型やファッションを強要する、無視し続ける、お金をねだる、デート代をいつも払わせるなど、相手の考え方を禁じたり、金銭的な負担感を強いるなど、精神的な暴力につながる行為については、4割程度の認識になっています。

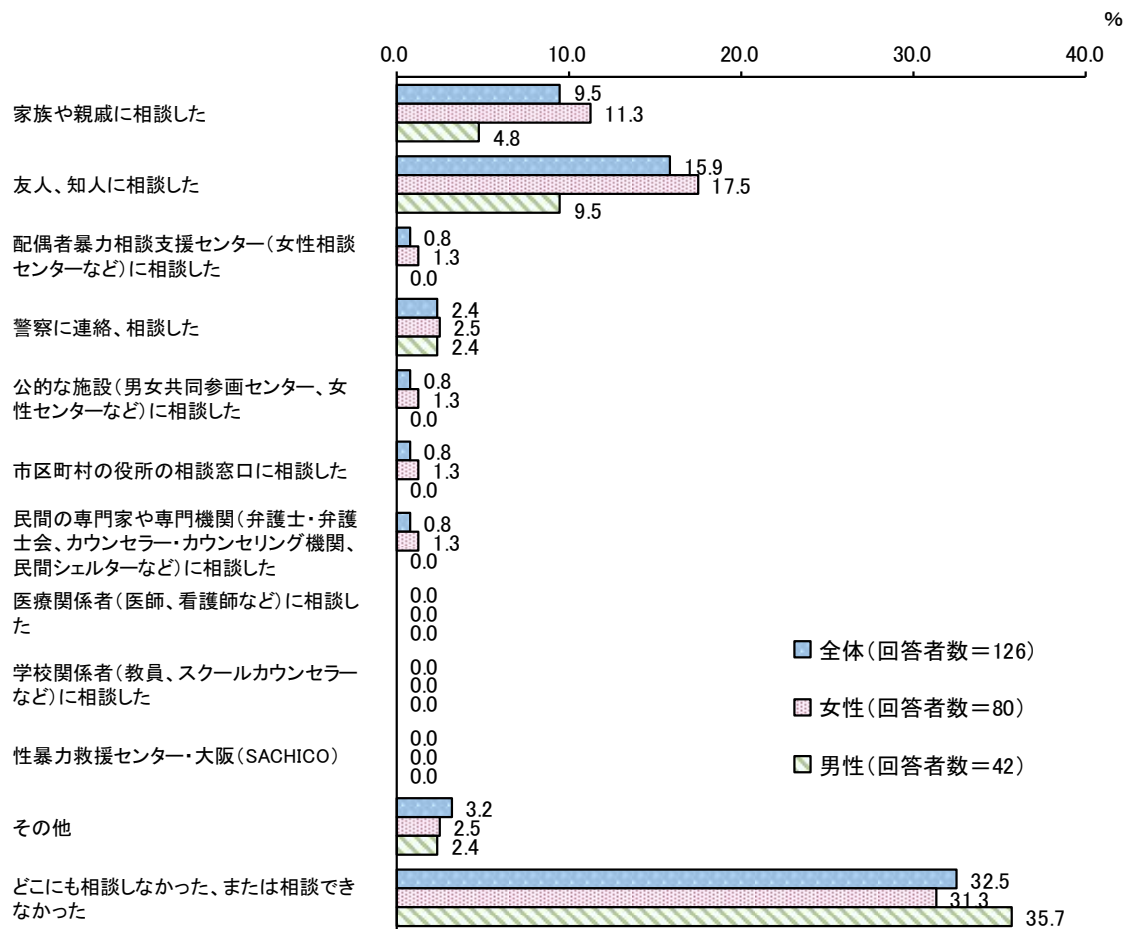


資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

### ⑬ DVやデートDVの被害を誰かに打ち明けたり、相談したかの経験

配偶者やパートナー、恋人間で受けた暴力について、その後、誰かに打ち明けたり、相談したかをみると、「どこにも相談しなかった、または相談できなかった」(32.5%)が最も多く、次いで「友人、知人に相談した」(15.9%)、「家族や親戚に相談した」(9.5%)となっています。男性が家族や親戚、友人、知人に相談した割合は女性の相談した割合の約半分となっています。

DVやデートDVの被害を誰かに打ち明けたり、相談したかの経験

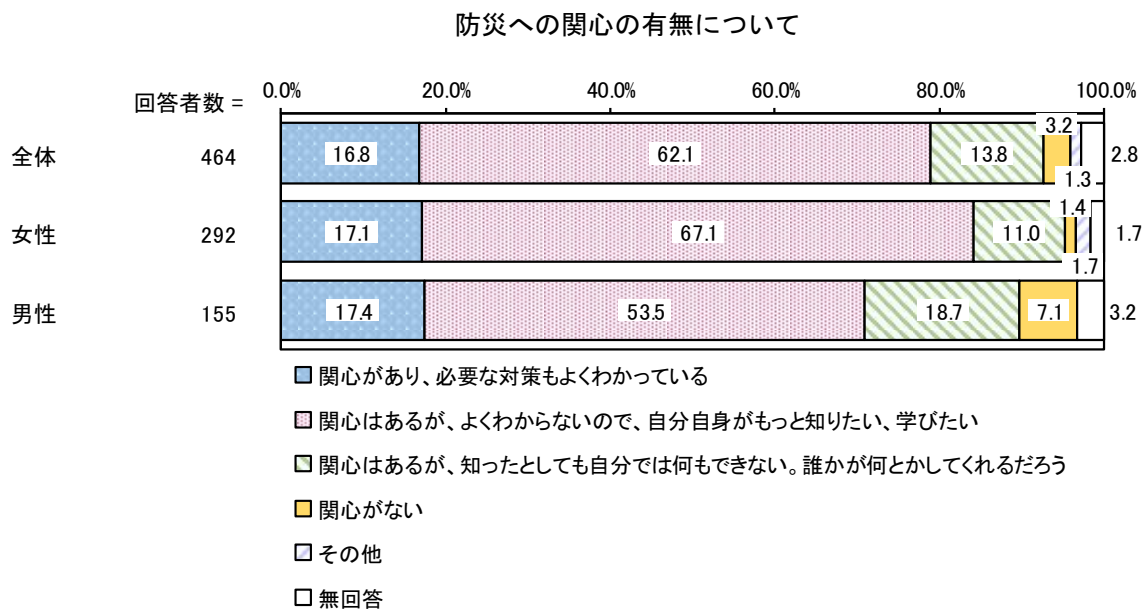


資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）



#### ⑭ 防災への関心の有無

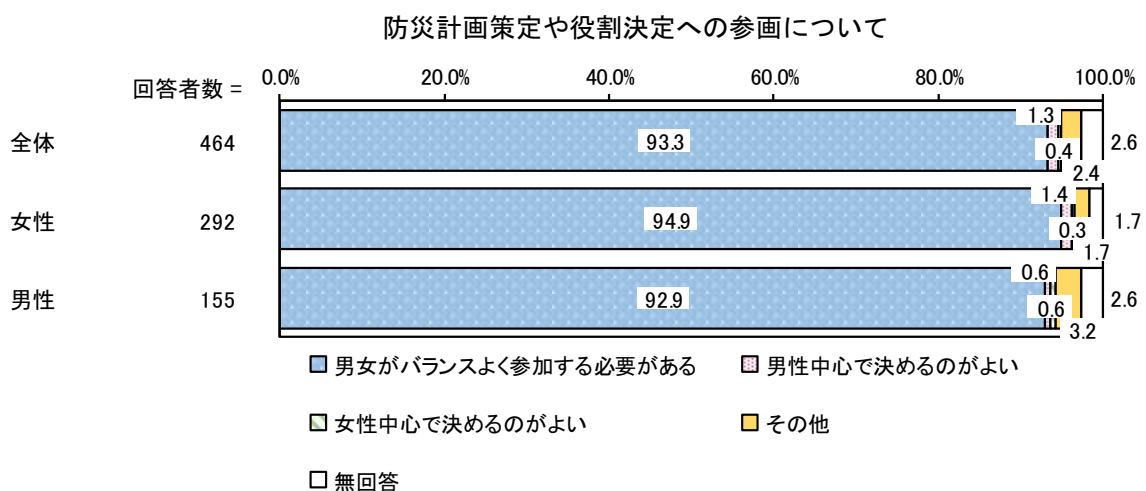
防災についての関心をみると、「関心はあるが、よくわからないので、自分自身がかもっと知りたい、学びたい」(62.1%)が最も多く、次いで「関心があり、必要な対策もよくわかっている」(16.8%)、「関心はあるが、知ったとしても自分では何もできない。誰かが何とかしてくれるだろう」(13.8%)となっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

#### ⑮ 防災計画策定や役割決定への参画

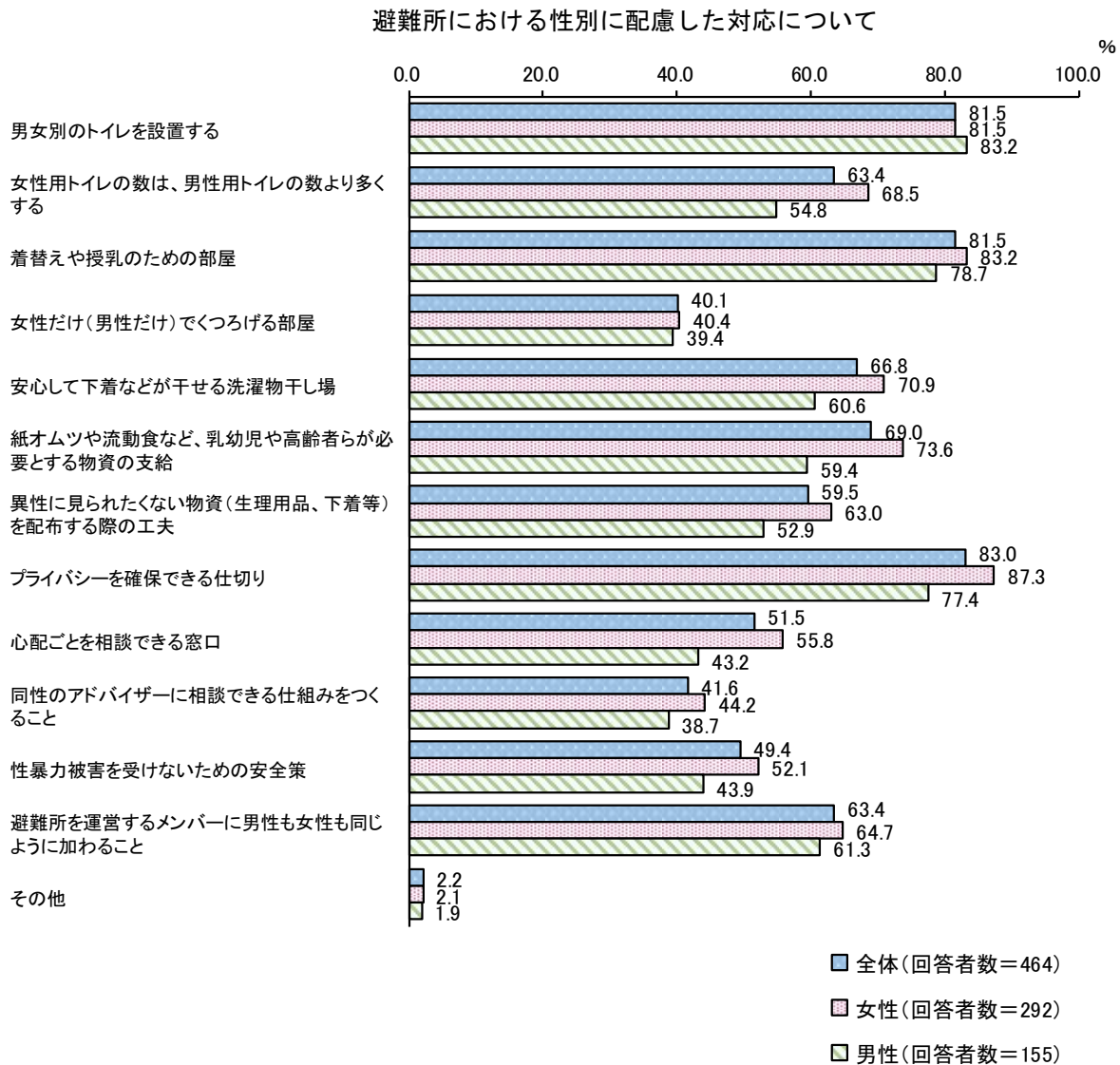
地域で防災に関する計画や役割を決める際に、どのような顔ぶれで話し合えばよいと思うかについてみると、「男女がバランスよく参加する必要がある」(93.3%)が最も多く、次いで「その他」(2.4%)、「男性中心で決めるのがよい」(1.3%)となっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

## ⑯ 避難所における性別に配慮した対応

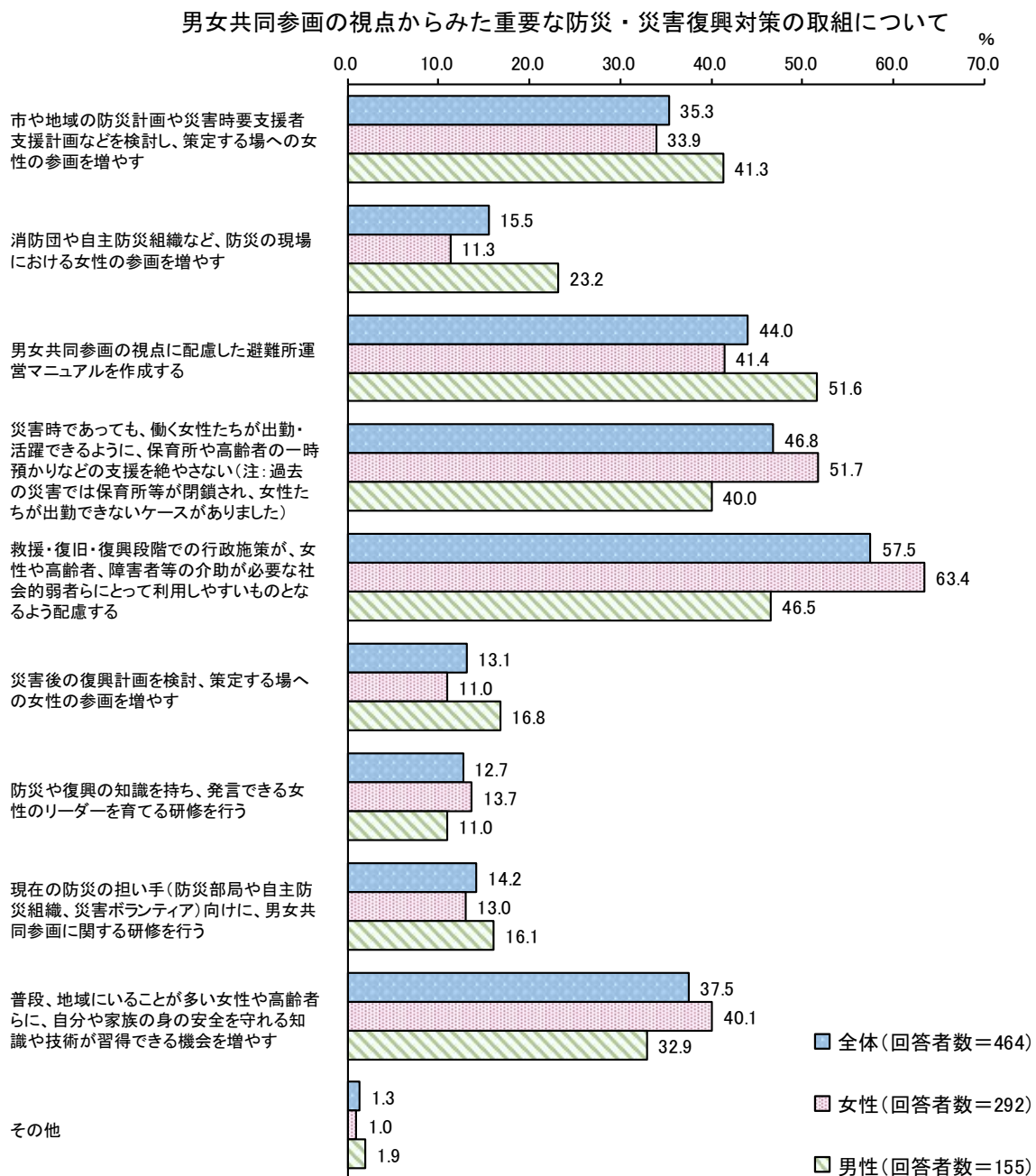
避難所において性別に配慮した対応が必要と思われるものについてみると、「プライバシーを確保できる仕切り」(83.0%)が最も多く、次いで「男女別のトイレを設置する」(81.5%)、「着替えや授乳のための部屋」(81.5%)となっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

### ⑰ 男女共同参画の視点からみた重要な防災・災害復興対策の取組

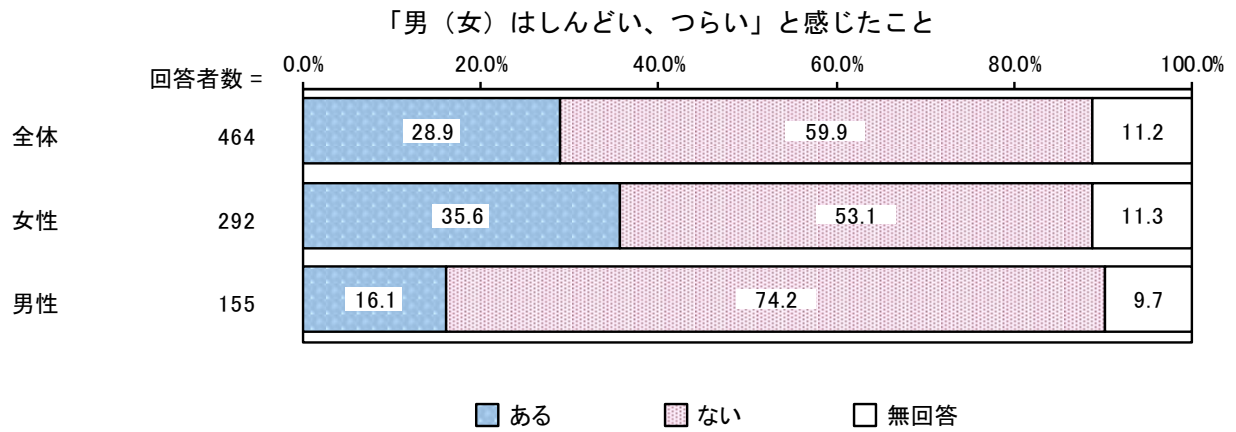
男女共同参画の視点からみた重要な取組についてみると、「救援・復旧・復興段階での行政施策が、女性や高齢者、障害者等の介助が必要な社会的弱者らにとって利用しやすいものとなるよう配慮する」(57.5%)が最も多く、次いで「災害時であっても、働く女性たちが出勤・活躍できるように、保育所や高齢者の一時預かりなどの支援を絶やさない」(46.8%)、「男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルを作成する」(44.0%)となっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

⑱ 「男（女）はしんどい、つらい」と感じたこと

性別による固定的な役割意識において、男（女）はしんどい、つらいと感じたことの有無をみると、あるの割合が女性で35.6%、男性で16.1%となっています。



資料：摂津市 男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年3月）

# 第3章

## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これまでも男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

しかし、現実の社会においては、いまだに性別による固定的な役割分担意識を背景とした男女の自由な活動の選択を妨げる要因が残っており、男女平等の実現に向けて、なお一層の努力が必要とされています。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化など社会経済情勢の変化に対応していく上でも、女性と男性が互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として互いに協力し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要となっています。

平成 11（1999）年に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして方向を示すとともに、国・地方公共団体及び国民の責務を示し、男女共同参画社会形成のための施策を総合的・計画的に推進していくものです。

本計画では、前計画から掲げてきた男女共同参画社会基本法の基本理念を引き続き尊重し、男女共同参画社会の実現に向けて施策の推進に取り組みます。

#### 男女共同参画社会基本法 基本理念

##### 1 男女の人権の尊重

- 男女の個人としての尊厳が重んぜられること
- 性別による差別的扱いを受けないこと
- 個人としての能力を発揮する機会が確保されること

##### 2 社会における制度又は慣行についての配慮

- 固定的な性別役割分担意識<sup>11</sup>にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、制度や慣行が中立なものとなるよう配慮すること

##### 3 政策等の立案及び決定への共同参画

- 社会の対等な構成員として政策や方針の立案及び決定に共同して参画すること

##### 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

- 男女が互いに協力し、社会の支援の下に、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭と仕事、地域活動などとの両立ができるようにすること

##### 5 国際的協調

- 男女共同参画社会の形成の促進は、国際的協調の下に行われるということ

## 2 基本的方向

### (1) 男女共同参画社会へ向けての意識形成

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしく生きていけるよう、「男性は仕事、女性は家事」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、全ての市民が性別にかかわらず対等な立場で様々な分野に参画し、多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、全ての市民が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して啓発活動を推進するとともに、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校等のあらゆる場において男女平等教育を推進していきます。

### (2) 男女共同参画社会へ向けての環境整備

様々な審議会等、政策・方針決定の場へ女性が参画できるように環境整備を進めるとともに、男女が互いに対等な立場で、家庭生活や地域活動に積極的に参加できるように支援します。

また、男女ともに働きやすい環境整備を進め、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発、趣味等の様々な活動を自らの希望に添って展開できるよう、労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等を進めます。

さらに、男女が社会のあらゆる分野に参画していくためには、一人ひとりが社会の一員としての自覚をもち、政治的・経済的・社会的な能力を高める必要があります。エンパワーメント<sup>12</sup>を促進する視点で施策を推進し、社会の様々な分野で女性の力が十分に發揮されるよう支援を進めます。

また、ひとり親家庭等、生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談支援や福祉サービスを充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。さらに、男女共同参画の視点を取り入れた災害時の支援の充実を図ります。

### (3) 女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性は妊娠、出産があり、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。そのため、母子保健の充実や生涯を通じて女性の健康づくりを支援します。

また、重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）等に対応するため、DV や各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成や相談体制の整備、生活再建のための各関係機関との連携等、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 3 計画の体系

基本的方向	施策	具体的内容
I 男女共同参画社会へ向けての意識形成	1 男女共同参画についての意識形成	①市職員がモデルとなり、また市がモデル職場となって男女共同参画を推進します
		②男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発を推進します
	2 男女平等教育・学習の推進	③性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進と当事者が抱える課題解決に向けた取組を推進します
		④子どもの頃からの男女平等教育を推進します
II 男女共同参画社会へ向けての環境整備	1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	⑤女性のエンパワーメントとチャレンジのための学習機会や場の提供を充実します
		⑥男女共同参画センターや公民館等地域の拠点となる機関から男女平等教育を促進します
		①行政分野での審議会等への女性の参画を促進します
		②行政分野・教育分野における女性職員の職域拡大と登用、管理監督職の登用を促進します
		③主体的に行動できる女性を人材育成するとともに、女性が活躍する機会を提供します
		④男女共同参画による地域のコミュニティ組織づくりを促進します
		⑤市民活動団体との協働を推進します
	2 労働における男女平等の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画)	⑥地域防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります
		⑦避難所運営等の防災・災害対策において男女共同参画の視点を取り入れます
		①女性の再チャレンジやキャリアアップ支援事業を充実します
		②労働に関する調査及び情報の提供を行います
		③あらゆるハラスメントの防止対策や相談体制の強化を図ります
		④労働に関する法律・制度の周知と多様で柔軟な働き方を促進します
		⑤女性起業家の育成及び女性事業主や自営業に従事する女性等、女性の社会進出の支援に努めます
3 男女の自立を支える福祉環境の整備 (女性活躍推進法に基づく推進計画)	⑥従来の男性中心型の働き方 <sup>13</sup> を見直し、男女が働きやすい環境の整備に努めます	
	⑦家事・育児・介護等に男性が主体的に取り組めるよう普及啓発に努めます	
	①子育て・介護サービスを充実します	
	②家庭における子育て・介護への男性の参画を促進します	
	③地域における子育て・介護支援体制を充実します	
	④各種相談窓口の連携を強化し、ワンストップ <sup>14</sup> 化をめざします	
	⑤ひとり親家庭等、様々な家族形態に沿った支援を行います	
⑥様々な困難な状況におかれた方が、安心して地域社会で過ごせるよう支援します		
III 女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 生涯を通じた女性の健康支援	①母子への健診等を充実します
		②いのちやお互いを尊重する生き方としての性教育講座等の啓発を充実します
		③性と生殖に関する健康と権利の尊重についての情報提供を行い、適切な知識の普及を行います
		④心身の健康に関する相談窓口を充実します
		⑤ライフステージに応じた女性の健康づくりを支援します
	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (DV防止法に基づく基本計画)	①女性に対するあらゆる暴力防止に向けた意識啓発を行います
		②各関係機関との連携による啓発を促進します
		③性暴力被害者に対する相談窓口の情報提供を行います
		④安心して相談できる体制を充実します
		⑤大阪府や警察・消防等の他機関との連携による緊急かつ安全な保護を実施します
		⑥庁内各課と連携し、被害者の自立支援に向けた情報提供や支援を実施します
		⑦児童虐待・高齢者虐待等ネットワーク体制との連携を強化します

## 4 指標一覧

基本的方向	目標指標	目指す方向	現状値	目標値 (R8年度)	参考・比較指標・備考
I 男女共同参画社会 へ向けての意識形 成	直近一年間で性別による利益または 不利益を感じたことがあると回答し た市民の割合	減少	8.8%	5%	市民意識調査
	男は仕事、女は家庭という考え方 についてそう思うまたはどちらかとい えばそう思うの市民の割合	減少	34.9%	20%	市民意識調査
	女の子は女の子らしく、男の子は男 の子らしくしつけるのがよいとの教 育方針に賛成またはどちらかといえ ば賛成の市民の割合	減少	50.2%	40%	市民意識調査
II 男女共同参画社会 へ向けての環境整 備	採用した職員に占める女性職員の割 合	増加	36.1%	40%	特定事業主行動計画 ※現状値は、R1年度
	管理的地位に占める女性職員の割合	増加	16.4%	25%	特定事業主行動計画 ※現状値は、R1年度
	男性の育児休業取得率	増加	7.1%	30%	特定事業主行動計画 ※現状値は、R1年度
	出産補助休暇及び育児参加休暇の合 計5日以上の取得率	増加	63.6%	80%	特定事業主行動計画 ※現状値は、R1年度
	各種審議会等への女性の参画率	増加	35.2%	40%	庁内資料
	女性人材リスト登録者	増加	29人	40人	庁内資料
	市立小中学校の校長・教頭の女性割 合	増加	16.6%	20%	庁内資料
III 女性の人権尊重と 女性に対するあら ゆる暴力の根絶	子宮頸がん検診受診率	増加	27.9%	35%	摂津市健康増進計画
	乳がん検診受診率	増加	19.5%	40%	摂津市健康増進計画
	DV、デートDV被害経験のある人のう ち、「どこにも相談しなかった、ま たは相談できなかった」市民の割合	減少	32.5%	20%	市民意識調査
	配偶者などからの暴力についての相 談機関としてウイズせつ女性のため の相談室をよく知っている市民の 割合	増加	6.5%	15%	市民意識調査
	防災計画策定や役割決定への参画に 男女がバランスよく参加する必要が あると回答した市民の割合	増加	93.3%	100%	市民意識調査

※その他の指標については、毎年の進捗管理においてホームページ上に公表いたします。



## 第4章

# 施策の展開

### 基本的方向 1 / 男女共同参画社会へ向けての意識形成



[関連するSDGs<sup>1</sup>17の目標]

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」と定義されています。しかし、現実には男女があらゆる場面で平等に参画し、利益を享受しているとは言い難い状況です。

市民意識調査においては、家庭生活や職場、政治、法律や制度、社会通念・慣習・しきたりなどで男性の優遇感が高くなっています。一方、固定的な性別役割分担意識は、女性だけでなく、男性にも負担になっている場合があります。男性であるために経済力が期待されることについて心身の負担になっていることもあります。

本市では、これまで男女共同参画センターにおいて講座の実施や、各所属において講演会、広報紙などを活用し、機会あるごとに啓発を行ってきました。

今後も、家庭や学校など子どものころからの男女平等についての教育、学習が重要であるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。

一方で、多様な性のあり方への理解が十分でないうえに、社会に根強く残る固定的な性別役割分担の枠組みの中で、LGBT<sup>15</sup>当事者が自分らしく生きられず、困難な状況におかれている現状があります。仕事や学校などLGBT当事者が直面する困難は様々であり、広く理解促進に努めていくことが必要です。

市役所においては市民や事業所を牽引するために、事業所のロールモデルとなるよう積極的に男女共同参画を推進することが必要です。

## 施策1 男女共同参画についての意識形成

多様な生き方の選択が可能な男女共同参画社会の実現に向けて、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、性別にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動が必要です。

### ① 市職員がモデルとなり、また市がモデル職場となって男女共同参画を推進します【人事課】

男女共同参画社会の実現をめざすためには、市職員が男女共同参画の意識を持って施策を進めることが必要です。男女共同参画に対する職員研修等の機会の充実を図り、全ての施策の基本に男女共同参画が推進されるよう意識啓発に努めます。

### ② 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発を推進します

#### 【人権女性政策課】

男女それぞれの立場から男女共同参画社会の実現をめざして取り組めるよう資料の収集・整備を行っていきます。男女共同参画に関する情報を他機関から収集し、啓発冊子、広報紙、ホームページなどを活用し提供していきます。市の広報、ホームページにおいて、男女共同参画の視点に立った表現が用いられるよう努めます。

また、固定的な性別役割分担に基づく表現、性の商品化など女性を性的な対象としてのみ扱う表現、女性に対する暴力を肯定するような表現等について、メディアの内容を情報の受け手側が主体的に選択し、読み解き、活用し、発信できる力をつけられるよう啓発・学習機会の充実を図ります。市の刊行物等の作成においては男女共同参画の視点に立った表現を行います。

### ③ 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進と当事者が抱える課題解決に向けた取組を推進します【人権女性政策課・人事課】

市民向けのLGBTに関する講座や職員への研修を通じて、広く理解促進に努めます。



【ウィズせつつ】

## 施策2 男女平等教育・学習の推進

男女共同参画社会を推進するためには、固定的な性別役割分担意識を見直し、性別にとらわれず個人としての人権尊重に基づく男女平等を推進する教育・学習の充実を図っていく必要があります。

次代を担う子どもたちが将来に向けて主体的に生き方を選択できる能力を身に付けるためには、幼少期からの男女平等教育の推進とともに、家庭教育、さらには地域・学校等社会全体が子どもたちを育み、見守ることができるような取組が必要です。

また、積極的な社会への参画を促すために、女性に対するエンパワーメントの機会の充実を図るとともに、男性に対しては、男女共同参画を進めることが男性にとっても生きやすい社会に繋がるということの理解を深めてもらい、より積極的に家庭・地域生活に関わってもらえるような取組を推進する必要があります。

- ① 子どもの頃からの男女平等教育を推進します【こども教育課・学校教育課】  
就学前教育、学校教育等で男女平等教育をすすめます。

また、子どもたちを指導する教職員、保育士、幼稚園教諭等の影響力はとても大きいことから、男女平等について十分に理解し、認識を深めるために研修を行います。

- ② 女性のエンパワーメントとチャレンジのための学習機会や場の提供を充実します【人権女性政策課】

女性が望む様々な目的と幅広い視野を持って学習に参加できるよう働きかけ、自分の持っている権利を知り、活用する能力を身につけるとともに社会参加・参画につながる学習の機会をさらに充実します。

- ③ 男女共同参画センターや公民館等地域の拠点となる機関から男女平等教育を促進します【人権女性政策課・生涯学習課】

各公共施設における講座等において、男女平等の視点を取り入れた学習内容を充実するとともに、性別や年齢などにかかわらず、誰もが参加しやすい環境（学習機会の提供）づくりに取り組みます。



【講座の様子】

## 基本的方向 2 / 男女共同参画社会へ向けての環境整備



【関連するSDGs 17の目標】

### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに政治・行政、地域活動、教育などあらゆる分野における活動に参加することはもとより、企画、方針・意思決定段階に女性の参画を拡大していくことが重要です。

本市では、審議会などへの女性の参画を推進するために、平成29（2017）年度から女性人材登録制度を実施し、一般公募市民を募集する審議会等において、女性の登用をすすめるよう働きかけています。全庁的な女性委員登用率では、平成28（2016）年度の32.8%から平成元（2019）年度は37.1%に増加しています。

今後も、様々な活動の中で、男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できるような仕組みづくりを、一層促進する必要があります。

また、災害対応において、様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されていない場合、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題があります。本市では、防災サポーター養成講座において男女共同参画の視点を取り入れた講座を開催し、市民への啓発を行っています。

市民意識調査においては、男女共同参画の視点からみた重要な取組について「救援・復旧・復興段階での行政施策が、女性や高齢者、障害者等の介助が必要な社会的弱者らにとって利用しやすいものとなるよう配慮する」が最も多く、次いで「災害時であっても、働く女性たちが出勤・活躍できるように、保育所や高齢者の一時預かりなどの支援を絶やさない」、となっています。

今後も、災害時に全ての避難者が安心して避難生活を送れるように、平時から男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を促進するとともに、自主防災組織の方針決定の場への女性の参画拡大が必要です。

働く場においては、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会を実現する上でとても重要なことです。

市民意識調査においては、「女性も仕事を持ち続ける方がよい」が約5割と高くなっています。一方、女性の実際の働き方についてみると、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている（続けていた／続けるつもり）」が約3割に留まっています。

今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会等の男女差別をなくすとともに、性別にかかわらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進める必要があります。

また、女性は男性に比べ子育て・介護の負担の偏りが多く、複合的な困難を抱えている場合もあることが指摘されており、安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要とされています。

市民意識調査においては、摂津市が今後力を入れていくべき施策について、子育てや介護中であっても仕事が続けられる支援や、子育てや介護のための施設やサービスの充実が求められています。そのため、困難を抱えた人が社会的孤立をすることなく、安心して暮らすことができるよう、支援を進めるとともに、福祉サービスの充実を図っていくことが必要です。

## 施策 1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

あらゆる分野の意思決定過程に女性が参画できるよう、企業や地域等における女性の参画を促進します。

地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。

### ① 行政分野での審議会等への女性の参画を促進します【人権女性政策課】

審議会等への女性の参画目標を40%と定め、「審議会等への女性委員の登用指針」に基づき、その達成に努めます。登用を進めるために女性の人材の確保に努め、その情報提供を行います。

### ② 行政分野・教育分野における女性職員の職域拡大と登用、管理監督職の登用を促進します【人事課・学校教育課】

男女が職務上の対等なパートナーとして能力を発揮できるように、女性職員の職域拡大を図り、性別の偏りを改善するとともに、教職員においても、管理監督職への登用を促進します。

### ③ 主体的に行動できる女性を人材育成するとともに、女性が活躍する機会を提供します【人権女性政策課】

研修や講座等を通して技能を身につけ、主体的に行動する女性の人材育成に努めるとともに、女性が審議会等様々な活動に参画しリーダーシップを発揮できるよう活躍の機会の提供に努めます。

④ 男女共同参画による地域のコミュニティ組織づくりを促進します

【 人権女性政策課・自治振興課 】

住民参加による地域活動やネットワークは、地域力を高め、安心して暮らすことができる生活の基盤作りにつながります。地域活動に女性の意見を反映させるために、自治会・町会など地域団体の活動への女性の参画拡大を図るよう啓発します。

⑤ 市民活動団体との協働を推進します【 人権女性政策課・自治振興課 】

市民活動団体は、男性より女性の参画が多いため、男性の参画を促進し、その活動を支援します。また、必要な情報等の提供を行うとともに、活動を活性化させるため協働して事業を実施するなど連携を強化します。

また、ジェンダーの視点を持つ市民に対して活動の支援や場の提供により、市民との協働を進めます。

⑥ 地域防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります

【 防災危機管理課 】

近年、防災分野での男女共同参画の視点の必要性が認識されています。地域の防災力を高めるために、男女共同参画の視点から、避難所運営や防災計画の策定、役割を決定する場等の、防災に関する女性委員の割合を増やすよう努めます。

⑦ 避難所運営等の防災・災害対策において男女共同参画の視点を取り入れます

【 人権女性政策課・消防総務課・防災危機管理課 】

男女共同参画の視点に立った避難所運営ができるよう、男女双方がリーダーとして、男女の視点に配慮した避難所運営に努めます。

また、必要に応じて、性別・年齢・障害の有無など個々のニーズの違いや困りごとなどに対する理解が深まるよう情報提供を行います。



【せつつ防災サポーター】

## 施策2 労働における男女平等の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画)

女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価する取組や企業における女性のキャリアアップ支援等を行います。

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、女性の活躍推進に取り組む事業者に対するインセンティブの拡充や、国や大阪府と連携した取組により、事業者による積極的改善措置等の取組を促進します。

### ① 女性の再チャレンジやキャリアアップ支援事業を充実します

#### 【産業振興課】

子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジやキャリアアップを目指す女性に対して、能力や技能を修得する機会や情報提供を行うとともに、性別や年代により差別されることがないように啓発します。

### ② 労働に関する調査及び情報の提供を行います

#### 【人権女性政策課・産業振興課】

男女が均等な雇用の機会を得られ、また均等待遇を受けられるよう労働に関する意識調査や資料の収集・整備と情報の提供を行います。特に女性に対して就労の機会を増やすために情報の提供を行います。

### ③ あらゆるハラスメントの防止対策や相談体制の強化を図ります

#### 【人権女性政策課・人事課】

企業・学校・地域におけるあらゆるハラスメントを防止するための啓発を推進するとともに、対処方策等の情報提供に努めます。

市役所においては、職員を対象とした「職場におけるハラスメント防止指針」に基づき職場におけるハラスメント防止のための取組を推進します。相談窓口の充実や情報提供、研修、啓発等による防止を図るとともに、「モデル職場」としてセクシュアル・ハラスメント<sup>16</sup>、パワー・ハラスメント<sup>17</sup>等のない良好な職場環境づくりに取り組みます。

④ 労働に関する法律・制度の周知と多様で柔軟な働き方を促進します

【産業振興課】

本市には中小企業が多いことから、パートタイム労働法、派遣労働法等の周知を図るとともに、大阪府をはじめとする関係機関との連携を深めながら事業主や労働者のための相談を実施します。

⑤ 女性起業家の育成及び女性事業主や自営業に従事する女性等、女性の社会進出の支援に努めます【人権女性政策課・産業振興課】

起業にかかる講座を実施するとともに必要な知識などの情報提供を行い、チャレンジできるような機会の提供に努めます。融資制度に代表される財政的な支援制度等の実施や情報提供を行います。

また、自営業に従事する女性が活躍できるよう相談の場を提供します。

⑥ 従来の男性中心型の働き方を見直し、男女が働きやすい環境の整備に努めます【人権女性政策課】

従来の男性中心型の働き方を見直し、家庭生活との両立や地域社会への参画が可能な環境となるよう事業者へ働きかけます。

ライフスタイルや価値観に応じた多様で柔軟な働き方の啓発に努めます。

女性活躍推進法に基づく情報公表を促進し、職場での待遇改善を図ることで同一価値労働同一賃金の考え方が浸透するよう啓発に努めます。

⑦ 家事・育児・介護等に男性が主体的に取り組めるよう普及啓発に努めます

【人権女性政策課・人事課】

生活面での自立を高めて、充実した家庭生活を送ることができるよう、男性の家事への参画を推進します。

育児休業を取得している男性職員の取得状況の情報開示を促進します。

育児休業や介護休業を理由とする男性に対する不利益な取扱いをなくすため、ハラスメント防止対策を推進します。



【男の料理教室】



### 施策3 男女の自立を支える福祉環境の整備 (女性活躍推進法に基づく推進計画)

子育てに関する不安や負担を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動等を両立させることができるよう、保育園等への入園待機児童の解消を目指した受け入れ枠の拡大と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供等のきめ細かな子育て支援策の充実が求められています。

また、高齢化社会が急速に進む中で、介護環境の整備もより重要になっています。介護は従来家族の中で主に女性が担ってきましたが、核家族化が進んでいる現在、男性が介護の問題に直面する機会はますます増えていきます。男女がともに介護に携わるとともに、介護の問題を家族内部の問題とせず、社会全体の課題として取り組んでいく必要があります。

#### ① 子育て・介護サービスを充実します【こども教育課・高齢介護課】

子育て中の家庭の多様なニーズに対応するために障害児保育や病児・病後児保育、延長保育、一時預かりなどのサービスの利用促進に努めます。また、要介護者やその家族を支援するサービスの提供ができる体制を整備します。

#### ② 家庭における子育て・介護への男性の参画を促進します

##### 【出産育児課・高齢介護課・人事課】

子育て・介護を男女がともに協力して支えることができるよう意識啓発を推進します。市職員においても男性が率先して子育て・介護を担うことができる職場環境づくりを推進します。

#### ③ 地域における子育て・介護支援体制を充実します

##### 【出産育児課・子育て支援課・高齢介護課】

子育てや介護を支え合う活動への市民参画を促します。子どもや家庭に応じた子育てを学び自信をもって楽しく子育てができるよう、地域に交流・相談のできる環境づくりを支援します。また、地域での自主的な介護予防活動を支援するとともに、介護が必要になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、家族を含めた支援体制を整備します。



【パパッコラブの様子】

④ 各種相談窓口の連携を強化し、ワンストップ化をめざします

【 人権女性政策課 】

人権、就労支援、進路支援をはじめとする各種相談事業が機能を充実させ、連携を図ることで、地域住民に身近な総合相談窓口としての役割を果たすとともに、各種支援情報の提供にも努めます。

⑤ ひとり親家庭等、様々な家族形態に沿った支援を行います

【 子育て支援課 】

ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援、ヤングケアラー等それぞれの家庭の状況に対応した支援を行います。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するための取組の充実を図るとともに、家庭の経済状況によって子どもの教育に格差が生じないように、世代間における貧困の連鎖を断ち切るための取組を行います。

⑥ 様々な困難な状況におかれた方が、安心して地域社会で過ごせるよう支援します【 保健福祉課・高齢介護課・障害福祉課 】

高齢者や障害者、外国人等、様々な困難を抱える人々が、社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組みます。

支援が必要な人に対するサービス提供を充実するとともに、介護者に対する情報提供等を行い双方の心身の負担軽減を図ります。

高齢者、障害者等の社会における活動機会の拡充や活動支援、情報提供に努め社会参画を促進します。

## 基本的方向 3 / 女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶



[関連するSDGs 17の目標]

### 【現状と課題】

誰もが性別等にかかわらず生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送るためには、多様な特性を十分に理解し、尊重することが重要です。特に女性は、妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面し、心身や生活の状況が大きく変化することがあります。こうした女性特有の問題を踏まえたうえで、女性自身の主体的生き方を尊重するリプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>18</sup>（性と生殖に関する健康と権利）の視点で、子どもを産む、産まないにかかわらず、また年齢にかかわらず全ての女性の生涯を通じた健康支援を図っていくことが重要です。また教育とも連携して性に関する学習機会の充実や啓発が必要です。

DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであります。DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。

本市では、毎年、女性への暴力防止と児童虐待の防止をコラボしたパープル&オレンジリボンキャンペーンの講座を実施しています。また、市内中学校・高校へのデートDV出前講座や大阪人間科学大学と連携し、デートDV予防啓発のためのユースリーダー養成講座を実施しました。

アンケート調査では、配偶者やパートナー、恋人間で受けた暴力について、その後、誰かに打ち明けたり、相談したりしたかをみると、「どこにも相談しなかった、または相談できなかった」が最も多くなっています。

今後も、DVや性暴力等あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、相談窓口の周知を図り、被害者が抱え込まず、安心して相談できる体制を強化することが必要です。

## 施策 1 生涯を通じた女性の健康支援

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じた健康保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康検査などを推進します。

「性と生殖に関する健康と権利」について、関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。HIV／エイズや、性感染症等の健康を脅かす問題について、男女がともに正しく理解できるよう、性感染症等に対する知識の普及・啓発や相談体制の整備等に取り組みます。

### ① 母子への健診等を充実します【出産育児課】

妊婦や産婦が、安心して妊娠・出産にのぞめるような環境を整備します。また、支援が必要な妊産婦には保健師や助産師等による支援をします。

乳幼児健康診査等を通じて、月齢に応じた発育の確認により、疾病などの早期発見や保護者への育児支援を行います。

### ② いのちやお互いを尊重する生き方としての性教育講座等の啓発を充実します【人権女性政策課・出産育児課】

若年層を対象にお互いを尊重し、性の大切さ、命の尊さを認識し、生きる力につながる性情報を学ぶ機会の充実を図ります。

### ③ 性と生殖に関する健康と権利の尊重についての情報提供を行い、適切な知識の普及を図ります【保健福祉課】

HIV／エイズ等の性感染症の健康被害や、薬物の使用、アルコール依存症やたばこの害等の健康被害を未然に防止する教育・啓発に努めます。

### ④ 心身の健康に関する相談窓口を充実します【保健福祉課・人権女性政策課】

不妊・避妊・性感染症、性に関する相談窓口の明確化を図るとともに、女性専用外来などの相談・診療機関についての情報提供を行います。心とからだに関する相談窓口の連携を強化し、様々な問題を解決に導くことができるよう支援します。



【乳幼児健診の様子】

⑤ ライフステージに応じた女性の健康づくりを支援します【保健福祉課】

思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期に応じた健康支援策に取り組みます。気分障害や認知症、生活習慣病など、心とからだの健康問題についての教育や情報提供の機会をつくります。また、市民健康教室の開催、各種健康診査や事後指導を充実します。

## 施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (DV防止法に基づく基本計画)

DVをはじめとする女性に対する暴力を根絶するためには、全市民が暴力を容認しない意識を醸成することが必要です。また、被害者支援については、関係機関との更なる連携や、被害者の心のケア、長期にわたる自立支援の充実が必要です。

DV、デートDVや性犯罪・性暴力被害の被害者にも加害者にもならないために、子どもの頃からの教育が必要であり、引き続き若年層へのデートDV予防啓発を行うことが重要です。

また、相談機関の周知、関係機関の連携が求められています。

① 女性に対するあらゆる暴力防止に向けた意識啓発を行います

【人権女性政策課】

DVや性暴力被害など女性に対するあらゆる暴力防止に関する学習・啓発を行います。また、恋人間の暴力(デートDV)を防ぐため、若年層を対象とした啓発を市内の教育機関と連携し、取り組みます。人権相談担当者、窓口職場、保健・医療機関等の職員及びスタッフへの研修の機会の充実を図ります。

② 各関係機関との連携による啓発を促進します【人権女性政策課】

各関係機関において、日頃の連携を強化するとともに形骸化しないための機能的な体制づくりを図り、暴力を予防・防止するためにより効果的な啓発に努めます。

③ 性暴力被害者に対する相談窓口の情報提供を行います【人権女性政策課】

被害者の心情に配慮し、大阪府並びに被害者支援に取り組むNPO等の相談窓口の情報提供を行います。



【パープル&オレンジダブルリボンバッチ】

④ 安心して相談できる体制を充実します【人権女性政策課】

被害者の、問題解決や自立に向けた相談機能として、ウィズせつつ内にある「女性のための相談室」の相談機能充実と周知に努めます。

⑤ 大阪府や警察・消防等の他機関との連携による緊急かつ安全な保護を実施します【人権女性政策課】

緊急時には、大阪府女性相談センターと連携し一時保護を行い、警察・消防等の他機関からの報告を受けた場合は、被害者の安全確保に努めます。

⑥ 庁内各課と連携し、被害者の自立支援に向けた情報提供や支援を実施します【人権女性政策課】

相談事業や庁内における社会資源の提供など、庁内機関が連携し、被害者の自立支援に向けた情報提供や支援策を実施します。

⑦ 児童虐待・高齢者虐待等ネットワーク体制との連携を強化します【人権女性政策課・家庭児童相談課・高齢介護課】

DVの環境下に置かれている子どもは児童虐待に当たるとの認識のもと関係各課の連携を強化し、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。また、職員のスキルが向上するよう、実践的な研修を職員が受講し、人材育成に努めます。

子どもを守るため、地域との連携強化を図り、地域での見守り等、子どもへの暴力防止に向けた地域全体での取組を推進します。また、高齢女性の被害が増加する傾向にあることから、地域包括支援センターとの連携を強化します。



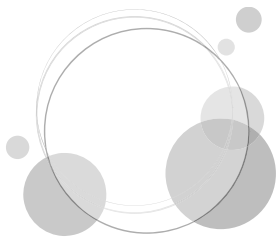
【出前講座の様子】



【デートDVリーフレット】



【ウィズせつつ 女性のための相談室 カード】



## 参考資料

### 1 世界・国・大阪府・摂津市の動き

	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年（目標：平等・発展・平和）</li> <li>・第1回世界女性会議開催（メキシコシティ）</li> <li>・「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部を設置</li> <li>・婦人問題企画推進本部会議開催</li> </ul>		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年」開始（1976年～1985年）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働部労働福祉課に女性問題担当窓口を設置</li> </ul>	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府婦人問題推進会議」設置</li> </ul>	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（第34回国連総会）「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府婦人問題企画推進本部」設置</li> </ul>	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回世界女性会議開催（コペンハーゲン）</li> <li>・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部府民文化室に婦人政策係を設置</li> <li>・審議会等への女性委員の登用目標率を10%に設定</li> </ul>	
1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定</li> </ul>	
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部に「婦人政策室」を設置</li> </ul>	
1983年 (昭和58年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人の地位向上に関する摂津市施策要綱」策定</li> </ul>
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年ESCAP地域政府間準備会議」開催</li> </ul>			

	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回世界女性会議開催</li> <li>・(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍法の改正(父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化)</li> <li>・「男女雇用機会均等法<sup>19)</sup>」公布</li> <li>・「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>		
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>・婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定</li> <li>・「大阪府女性問題懇</li> </ul>	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人政策課を企画部から生活文化部に移管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性・女性の共同参加社会をめざす「せつつ女性プラ</li> </ul>
1988年 (昭和63年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第1回報告提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等への女性委員の登用目標率を20%に改訂</li> </ul>	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の地位委員会拡大会議</li> <li>・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>			
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改訂(第1次改訂)</li> <li>・「育児休業法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府婦人問題企画推進本部」を「大阪府女性政策企画推進本部」に改称</li> <li>・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画」策定</li> <li>・審議会等への女性委員の登用目標率を25%に改訂</li> <li>・「大阪府女性基金」設置</li> </ul>	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人政策課」を「女性政策課」に改称</li> <li>・「大阪府女子労働対策推進計画」策定</li> </ul>	
1993年 (平成5年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パートタイム労働法)施行</li> <li>・「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成</li> </ul>	



	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議</li> <li>・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択</li> <li>・国際人口・開発会議で「行動計画」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画室設置</li> <li>・男女共同参画審議会設置(政令)</li> <li>・男女共同参画推進本部設置</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第2回・3回報告提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府女性基金ブリムラ賞」創設</li> <li>・「大阪府女性基金運営懇談会」設置</li> <li>・「(財)大阪府男女協働社会づくり」財団設立</li> <li>・府立婦人会館閉館</li> <li>・ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館</li> </ul>	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動ーを開催(北京)</li> <li>・「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告</li> <li>・女性友好のつばさ実施(女性NGOフォーラム北京95派遣)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「せっつ女性プラン」見直し(第1次改訂)</li> </ul>
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>・「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪女子大学に女性学研究センター開設</li> <li>・大阪府女性問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出</li> </ul>	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会設置(法律)</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・「介護保険法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改訂)」策定</li> <li>・「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定</li> </ul>	
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法ー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に改称</li> <li>・「大阪府男女協働社会づくり審議会」設置</li> <li>・「大阪府女性団体会議」を廃止し、「大阪府男女協働推進連絡会議」設置</li> <li>・「大阪府女性労働対策推進計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「摂津市立女性センター・ウィズせっつ」開設</li> </ul>
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ESCAPハイレベル政府間会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」公布、施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表</li> </ul>	

	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申</li> <li>・ 「国の審議会等における女性委員の登用について」決定</li> <li>・ 男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」答申</li> <li>・ 「男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>・ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律<sup>20</sup>」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置</li> </ul>	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画会議設置</li> <li>・ 男女共同参画局設置</li> <li>・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> <li>・ 「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」決定</li> <li>・ 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</li> <li>・ 「育児休業法」改正(対象となる子の年齢の引き上げ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府男女協働社会づくり審議会「21世紀を展望した男女共同参画社会の実現に向けての総合的なビジョン」答申</li> <li>・ 「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に改称</li> <li>・ 「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定</li> <li>・ 「大阪府女性政策企画推進本部」を「大阪府男女共同参画推進本部」に改称</li> </ul>	
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「大阪府男女共同参画推進条例」公布・施行</li> <li>・ 「大阪府男女共同参画施策苦情処理制度」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 摂津市男女共同参画計画「せつつ女性プラン」策定</li> </ul>
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告提出</li> <li>・ 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li> <li>・ 「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> <li>・ 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設</li> <li>・ 「財団法人男女協働社会づくり財団」を「財団法人男女共同参画推進財団」に名称変更</li> </ul>	

	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)大阪府男女共同参画推進財団が「新・10年プラン～創造から成熟の10年へー男女共同参画社会をめざして～」策定</li> </ul>	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会／(北京+10)世界閣僚級会合(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申</li> <li>・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申</li> <li>・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府次世代育成支援行動計画(こども・未来プラン)」策定</li> <li>・「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置</li> <li>・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摂津市立女性センター・ウィズせつつを「摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつ」へ名称変更</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」改訂</li> <li>・「国の審議会等における女性委員の登用について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定</li> <li>・「おおさか男女共同参画促進プラットホーム」設置</li> </ul>	
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>・「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パートタイム労働法)改正</li> <li>・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス<sup>21</sup>)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「せつつ女性プラン(第2期)」策定</li> </ul>
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連総会に「性的指向・性自認に関する声明」提出される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」改正</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出</li> <li>・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「審議会等への女性委員の登用指針」設定</li> </ul>

	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業法改正</li> <li>・男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）」を「大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）」に改称</li> <li>・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改訂</li> </ul>	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第54回国連婦人の地位委員会／「北京+15」記念会合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつ」を摂津市立コミュニティプラザ内に移転</li> <li>・男女平等に関する市民意識調査の実施</li> </ul>
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UN Women正式発足</li> <li>・第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」策定</li> </ul>	
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行</li> <li>・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2012-2016）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～」策定</li> </ul>
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者・女性活躍推進フォーラムの提言</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定</li> </ul>		
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に係る府民意識調査」実施</li> </ul>	
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第59回国連婦人の地位委員会／「北京+20」記念会合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行（一般・事業主行動計画の策定及び公表等）</li> <li>・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府男女共同参画審議会「大阪府における新たな男女共同参画の策定に関する基本的な考え方について」答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女平等に関する市民意識調査」実施</li> </ul>

	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業法等改正（介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務等）</li> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）施行</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況報告審議（第7回・第8回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」策定</li> </ul>	
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2017-2021）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～」改訂</li> </ul>
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行</li> </ul>		
2019年 (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正</li> <li>・女性活躍推進法の一部改正</li> <li>・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>		
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力対策強化方針</li> <li>・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女平等に関する市民意識調査」実施</li> </ul>

## 2 用語解説

### 1. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（持続可能な目標：SDGs）

2015年9月25日、第70回国連総会で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（The 2030 Agenda for Sustainable Development）」が採択されました。これは、政府、市民社会、世界中の多くの一般の人々が参加して行われた3年に及ぶ集中的な交渉と対話を経て、193の国連加盟国が合意に至ったものです。

「2030アジェンダ」は、2001年に国連で策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の後継として定められた2016年から2030年までの国際的な目標です。このアジェンダは、経済・社会・環境という持続可能性の3つの側面を擁しており、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成状況を踏まえて策定された開発目標1から開発目標17までの17の持続可能な開発目標（SDGs）から構成されています。

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワードであり、新たなものさしとなるもの。



## 2. 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和54（1979）年に国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採決され、昭和56（1981）年に発効されました。日本は昭和60（1985）年に批准しました。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

## 3. ジェンダー

生物学的な性別を意味する「セックス/sex」に対して、社会的・文化的に作られる性別/性差を表す言葉として使われるようになりました。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられる「男性像」「女性像」があり、それらを「ジェンダー/gender」といいます。

## 4. 性暴力

性に対する人権侵害で、望まない性的な行為のことです。具体的には、レイプやわいせつ行為などの性犯罪だけではなく、パートナーから強制された性行為や性的虐待、セクハラなど性的な言動により自尊感情を傷つけられることも含まれます。

## 5. 男女共同参画社会基本法

平成11（1999）年成立。男女共同参画社会の形成に関する基本的理念を定め、これに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意のもとに定めることにより、社会のあらゆる分野において国、地方公共団体及び国民の取組が総合的に推進されることを目的としています。

## 6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13（2001）年成立。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。第三次改正では、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力及びその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。

## 7. ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫（妻）や恋人などの親密な関係にある、又はあった男性から女性（女性から男性）に対して振るわれる暴力のことをいいます。身体的なもののほか、精神的、性的、経済的、社会的なものまで含まれます。また、恋人同士の間で振るわれる暴力を特に「デート DV」といい、様々なパートナーシップ間で発生しています。異性間に限らず、同性間の恋愛関係の中で起きる DV もあります。

## 8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27（2015）年成立。女性が個性と能力を十分発揮できる社会の実現に向け、国、自治体、民間事業主の責務を定めています。

## 9. 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表します。

## 10. デートDV

交際中のカップルの間で起こるDVのことをいいます。身体的、精神的、経済的、性的暴力など暴力の種類はさまざまです。

## 11. 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考えのことをいいます。

## 12. エンパワーメント

自らの意識を高め能力を引き出し、政治的、経済的、社会的及び文化的な力を持った存在となることをいいます。

## 13. 従来の男性中心型の働き方

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている「男性中心の働き方」を前提とする労働慣行をいいます。



#### 14. ワンストップ

各種行政手続きにかかる負担の軽減、利便性の向上を図ることを目的として、手続きを 1 箇所又は 1 回で行えるように提供することをいいます。

#### 15. LGBT

レズビアン（Lesbian、女性の同性愛者）、ゲイ（Gay、男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual、両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender、生まれた時の性別と自分で認識している性別が異なる人）の頭文字からなる言葉で、性的少数者の総称のひとつのことをいいます。

#### 16. セクシュアル・ハラスメント

職場や学校などで、相手の意に反した性的な発言や行動が行われ拒否したことで不利益を受けたり、周囲に不快感を与えることをいいます。

#### 17. パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させることをいいます。

#### 18. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康・権利のこと。個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいいます。子どもを産むか産まないか、産むならいつ、何人子どもを産むかを、性的関係とともに自らの意思で主体的に選択する自由や、安全な妊娠・出産や避妊・中絶、性感染症の予防、人権に配慮した治療などを始めとして、思春期・出産期・更年期など生涯にわたる良好な健康の管理が含まれます。また、そのために必要な、自らの身体や健康について正確な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別、強制を受けないことなども幅広く含まれます。

平成 6（1994）年、カイロでの国際人口開発会議および平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議において採択された文章に基づいています。

#### 19. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

昭和 60（1985）年成立。労働者が性別によって差別されることなく均等な雇用機会と待遇の確保を図ること、そして、女性労働者について妊娠中や出産直後の健康の確保を推進することを目的としています。

## 20. ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）

平成 12（2000）年成立。悪質なつきまとい等のストーカー行為を規制するとともに、ストーカー行為等の被害者の援助について定めています。

## 21. ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

### 3 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

#### 目次

##### 前文

##### 第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

##### 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的施策（第 13 条—第 20 条）

##### 第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

##### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この法律において、次の名号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、

必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者  
2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。  
3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。  
4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。  
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄(平成11年6月23日法律第78号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。  
3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 抄(平成11年7月16日法律第102号)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(1) (略)  
(2) 附則(中略)第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。  
(1)から(10)まで 略  
(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 抄(平成11年12月22日法律第160号)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(以下略)

## 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

##### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

#### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

#### 第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

#### 第4章 保護命令（第10条—第22条）

#### 第5章 雑則（第23条—第28条）

##### 第5章の2 補則（第28条の2）

#### 第6章 罰則（第29条・第30条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### （定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

##### （基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条

第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### （都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

#### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

##### （配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところによ

り、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいすれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、凶画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他の通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限る、することができる。

#### （管轄裁判所）

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地

- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
  - (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めると認めるに足りる申立ての時の事情
  - (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めると認めるに足りる申立ての時の事情
  - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）と同項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条の 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認められる場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （保護命令の申立てについての決定等）

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによつて、その効力を生ずる。



- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからロまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合においては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由によ

り当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるとき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

- 第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

- 第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

- 第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻	第28条の2に規定する関係を解消した場合

	が取り消された場合	
--	-----------	--

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 抄（平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 抄（平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則 抄（平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 1 条中次世代育成支援対策推進法附則第 2 条第 1 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条並びに第 19 条の規定 公布の日
- 2 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

（政令への委任）

第 19 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
  - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
  - 第 2 節 一般事業主行動計画（第 8 条—第 14 条）
  - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 15 条）
  - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 16 条・第 17 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 18 条—第 25 条）
- 第 5 章 雑則（第 26 条—第 28 条）
- 第 6 章 罰則（第 29 条—第 34 条）
- 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業

生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第 2 章 基本方針等

#### （基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### （都道府県推進計画等）

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第 3 章 事業主行動計画等

#### 第 1 節 事業主行動計画策定指針

第 7 条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第 1 項に規定する一般事業主行動計画及び第 15 条第 1 項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業

- 主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
    - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
    - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
  - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - (1) 計画期間
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
    - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
  - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
  - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
  - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
  - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
  - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
  - 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で

定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- 1 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 3 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであること、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
  - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
  - 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
  - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職

業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その

他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
  - (2) 学識経験者
  - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第 5 章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その 1 部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第 6 章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- 2 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 2 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

3 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
- 2 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 3 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 18 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 24 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第 5 条 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 20 号の 25 の次に次の 1 号を加える。

20 の 26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

（内閣府設置法の一部改正）

第 6 条 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 2 項の表に次のように加える。

平成 38 年 3 月 31 日 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 5 条第 1 項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--

---

第4期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～

令和4（2022）年3月

編集／発行：摂津市 市長公室 人権女性政策課

〒566-8555

摂津市三島一丁目1番1号

電話：06-6383-1111（大代表）

072-638-0007（代表）

---





SETTSU CITY

